

平成27年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会 (開議) 平成27年 3月 6日 (金) 9時30分 宣告

1、出席議員

1番 西尾 幸太郎	7番 齋藤 幸廣	13番 遠藤 義光
2番 池田 賢治	8番 小野 昌士	14番 池田 信博
3番 安部 大助	9番 齋藤 昭一	15番 福田 晃
4番 佐々木 雅秀	10番 石田 茂春	16番 安部 和子
5番 前田 芳樹	11番 高宮 陽一	
6番 平田 文夫	12番 米澤 壽重	

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田 和久	観光課長 吉田 隆
副町長 池田 高世偉	定住対策課長 鳥井 登
教育長 山本 和博	農林水産課長 佐々木 千明
総務課長 大庭 孝久	上下水道課長 山崎 龍一
会計管理者 池田 賢一	建設課長 春木 茂正
企画財政課長 渡部 誠	総務学校教育課長 八幡 哲
税務課長 池田 茂良	生涯学習課長 濱田 勉
町民課長 名越 玲子	布施支所長 大上 一郎
福祉課長 藤川 芳人	五箇支所長 宮本 智幸
保健課長 長田 栄	都万支所長 田中 秀喜
環境課長 阿部 眞澄	財政係長 宇野 慎一

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一

事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 23人

議事の経過

○議長（石田茂春）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択性としています。また、質問時間は答弁を除き30分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものですので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は、始めの質問に対する答弁の不明瞭な点に対する質問でありますので、質問の趣旨に沿ったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間も限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

始めに、6番：平田文夫 議員

○6番（平田文夫）

まず、第一に通告しております分割の「ひと・まち・しごと創生」の地方人口ビジョンの策定についてお伺いいたします。

人口減少は、「静かなる危機」と呼ばれるように、日々の生活においては実感しづらいと

いわれております。本町も、広範囲の対応に取り組んできましたが、その結果が、平成 16 年 10 月の 4 か町村合併時の人口は、17,613 人、10 年後の昨年 10 月の人口は 15,033 人と 2,580 人の人口が減っております。更に、今年 2 月 1 日現在では 2,625 人減り、1 万 5,000 人を割り込んでおります。このような結果を踏まえれば、20 年後には、1 万人を割るよう推計されます。町長も、旧五箇村・都万村の一つが消滅したと述べておりますが、その影響は、本町の経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、究極的には「まち」としての持続性が問われております。

昨年末、地方創生の理念を定めた「まち・ひと・しごと法」と、活性化に取り組む地方自治体を国が一体的に支援する「地域再生法の一部を改正する法」の地方創生関連 2 法案が、可決・成立いたしました。

まず、第一に求められるのが地方人口ビジョン策定であります。町長、人口ビジョン策定の前に過去 10 年の人口動向を全庁で検証し・総括すべきと思うが、町長の所信をお伺いいたします。

人口ビジョン策定では、本町における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもので、総合戦略において、効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎と位置づけられるよう十分に認識して、策定することが求められております。

対象期間は、国の長期ビジョン期間の 2015 年から 2060 年を基本としながらも、地域においては、実情に応じてその期間の設定が可能とされております。

記載事項は、1 つ目、人口現状分析では、各地方公共団体における各種の人口動向分析の結果を記載することが求められております。総人口や年齢の 3 区分、この 3 区分とは 0 歳から 14 歳、15 歳から 64 歳、そして 65 歳以上であります。この区分別人口等の推移、出生、死亡及び移動、その移動等に関する動向分析を行い、その結果を記載し、その他、産業別の就業状況など人口動向に関連する事項等についても分析し、記載することとなっております。

2 つ目、人口の将来展望では、地域住民の結婚、出産、子育ての希望や、地方移住に関する希望などを実現する観点を重視することが重要であり、関係機関の協力を得つつ、調査分析を行うことが求められております。

目指すべき将来の方向では、前 2 項の結果を踏まえ、市町村ごとに現状と課題を整理し、人口に関して目指すべき将来の方向を示すことが求められております。

人口の将来展望の期間は、都道府県と市町村で、将来展望の考え方、自然増減や社会増減

等の推計の方法について、十分に意見交換、協議し、また、人口の将来展望の期間としては、対象期間の終期だけでなく、地方総合戦略との関連性を考慮して、2020年の時点について記載するとともに、対象期間の中間時点についても記載が求められております。

町長にお伺いいたします。本町の現実は簡単ではありません。雇用が次々と生み出され、これまでの人口動態を大きく転換させることは至難の業で、そんなことが一朝一夕にできるぐらいならば、過疎化も人口減少も、とうの昔に食い止められております。町長の取組むビジョン策定について、基本的な所信をお伺いいたします。

まず、第1に過去10年間の人口動向の検証と総括を。2つ目に、地域実情に応じた「対象期間」の考え方。3つ目、人口現状分析の基本的な考え方。4つ目、人口の将来展望とその期間設定に対する基本的な考え方。5つ目、本町の目指すべき将来の方向についての考え方をお伺いいたします。

○番外（町長 松田和久）

皆さんおはようございます。

今日の「一般質問」は、7人の議員各位からお寄せをいただいております。どうぞ今日一日、よろしくお願いいたしたいと思っております。

ただ今の、平田議員のご質問にお答えいたします。

分割質問一点目の「まち・ひと・しごと創生」の「地域人口ビジョンの策定について」のご質問にお答えいたしたいと思っております。

今、過去10年の人口動向の検証と総括から始まりまして、本町が目指すべき将来の方向性についての考え方5点についてのご質問でございますが、この5項目はすべて関連がございますので、まとめて答弁させていただくこととなりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

人口ビジョンの策定につきましては、議員仰せのように、まずは本町における人口動向を把握し、検証することが先ではないかということではありますが、まさにそのとおりであります。時代背景にありますそういった影響も含め、本町の人口増減に対する昭和初期から現在に至るまでの全体の検証分析を行いました上で、少子高齢化社会という本町を取り巻く状況につきまして、しっかり検証をし総括することが、将来の人口推計算出作業には不可欠であるところのように認識し、取組んでまいらなくてはならないと考えているところでございます。

基本的には、本町の総合振興計画との調整も考慮しながら、ビジョン策定をしてまいりたいと考えております。したがって、期間は5年間を一つの区切りといたしながら、人口

構成上多数を占める団塊の世代が減少していく、そういった今後 25 年から 30 年先以降の安定的な出生効果が確認されるころまでは、最低限の期間といたしまして、対処していかなくてはならないと考えております。

全国の合計特殊出生率を見ますと、島根県は全国第 3 位に位置づけられています。1 位は沖縄 1.94 人ですが、そして宮崎、島根で、島根県は 1.65 人でございます。ちなみに隠岐でございますが、出生率に関しましては 1.9 人台と非常に高くなっております。全国平均では 1.4 人、一番低いのはもちろん東京でございますして 1.1 人ということでございます。

今、言いますように、本町はその中でもトップクラスの数値にはなっておりますが、しかしながら高校卒業後の進学あるいは就職などにおきまして、若年世代から島外に出ざるを得ない島独特の宿命的な環境もございます。したがって、生産年齢人口といわれる若い方々が少ないために、年間の出生数におきましては、今現在横ばいできているかと思っております。

平成 17 年、18 年には、産婦人科医師がいなくなるという現状から急激に減った時期もございますが、少しまた持ち直しております。今現在はご案内のように 2 人の産婦人科医師がいらっしやいまして、24 年が 120 人余り、25 年が 103 人、今年度が推計でございますが、1 月末に 3 月までの今妊娠なさっている方の出生数を推定いたしますと 110 人ぐらいといわれておりまして、概ね 110 人台で横ばいの状況であるかと思っております。これらの離島の持つ特性でありますとか、あるいは生活環境の視点からも分析をしてみらなくてはならないと考えているところであります。

本町の目指すべき将来展望でございますが、個性あふれる地域特性等をふんだんに活かして、将来も安心してこの島で暮らしていただけるそういった地域づくりに努めてまいらなくてはならない、このように考えております。

生産年齢人口の拡大を目標にいたしまして、都会の生活にはない、本町の心地良さに目を向けていただき、人生の生活拠点地といたしまして、若い子育て世代の皆さん方に本町を選んでもらえるような、魅力的な町を目指していかなければならないことは申すまでもないかと思っております。

そのためには、行政だけでは解決することのできない課題もたくさんございます。行政と地域の皆様、そして企業や経済界も連携をいたしまして、この島にもっとも合う産業を育み、そして島を、景観や環境を守り、地方での暮らしの快適さを一緒になって向上させていくことを肝に銘じ、全町をあげて取組んでまいりたいとこのように考えておりますので、是非ご理解を賜りますようによろしくお願いをいたしまして、答弁に代えさせていただきますようお願いいたします。

います。よろしくお願いいたします。

○6番（平田 文 夫）

再質問をさせていただきます。

まず、隠岐の島町の出生率を町長が説明をしましたが、高齢化率、これは2月1日現在で36.9パーセント、人口が14,988人その中の高齢者が5,536人、その高齢者の方々が健康で安心して暮らせる、そういうことが私は町の宝になると思って過去にもシルバー人材センターを設立しなさいと、町単費で仕事を作って健康な高齢者に仕事をしていただくことが一番隠岐の島町の将来の豊かにつながると何度も申してまいりました。

そして、今回町長が施政方針を述べられました。その中に「健康事業」ということが3行しかない。「保健師を中心とした関係スタッフが一体となり、地域に密着した保健指導に取り組み、町民の皆さま方の健康の保持・増進を図ってまいります」と謳っている。これは一部の保健師の問題ではない、町全体の問題でしょう。重要な課題案件があるわけですよ、そのことを踏まえたときに全町あげて取り組むことがまさに求められている。本来の健康事業の目的を忘れられているのではないですか。

要するに、健康事業というのはいろいろな病を事前に防止する、そのために取り組んでいる。それが1次、2次、3次になると、これが介護とかそういうことにつながり、町の支援につながっていくことになるわけですよ。そういうことを踏まえて、しっかりとした健康事業をやって、高齢者の皆さんが健康で豊かな生活ができる“まちづくり”がまさに求められると思うが、町長の考え方をお聞きいたします。

○番外（町長 松田 和久）

平田議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

今、議員おっしゃいますように高齢化比率36.9パーセント、これは65歳以上の高齢者が全人口14,988人に対する比率です。5,536人という方々がもうすでに65歳を超えている、私たちがその一人になってしまいました。

そういう中で、これから先どうやって元気老人を増やしていくのか、また、今やむなく病気で倒れた方、こういった方々が今後生活していくためにはどうしたらいいか、これは本町だけでなく全国的に話題になっております。そして、また2025年対策、もうぼつぼつ始めないと間に合わないとも言われております。

そういった中で、先般、隠岐病院の医師からも、隠岐の島町はこういうことを考えたらどうかという提言書もいただきまして、その話を私なりにまとめまして、保健課・福祉課そし

て町民課の所管課長にも話をいたしました。

そして、大切なのは元気老人が生きがいをもってどうやってこの島で生きていくのか、このことについても、いろいろなご提案を既にもういただいております。これについても今目指しております10月の「地方版総合戦略」の中で、きっちり考えていかななくてはならない。

それからまた、今3,000から3,500世帯がもう高齢者世帯になりつつある、その中の1,000世帯は間違いなく独居老人というような状況です。こういった方々は入院されても退院するときには、本当は大変な状況の中だけれども、病院は決して介護施設ではなく治療するまでを預かるんです。そうすると、本当は大変だと分かっているけれども「退院してください。」というのが現実だというようにも言われております。

こういう中で、そういった方々をどうやって隠岐の島町でみんなですべて守っていくのか、これは大きな課題であります。そのことを秋口までの「総合戦略」の中で位置づけをさせてもらう。これは、決して役場だけでできることではありません。地域も企業も、そして議員の方々も一緒になって目線合わせをしなくてはならない、そして絶えずフィードバックをして、この作った計画が「できませんでした」ではもう通れませんよということが、国でも年末から言われてきていることです。そのことも、課長会、職員会議でもう出しておりますので、今しばらく時間をいただきながら、この島でも安心して生活できる、そういうような“まちづくり”を策定し、目指してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

〇6番（平田文夫）

町長が10月までに策定するというございますので、これ以上はしませんが、一応参考資料として和歌山県のみなべ町、私たち常任委員会が視察に行きました。そこには、特定健診と実施計画を19年に作成して、5年間で、また新たに25年から29年まで。ここは国保の加入率も高い、お年寄りの所得が高い、そして医療費は低い、やはりそういう努力をすればできる、そういうことを踏まえて頑張ってください。

次に、分割二点目の総合戦略策定についてお伺いします。

今回の総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であり、議会においても、総合戦略の策定段階や効果検証の段階において、十分な審議が行われるようにするのが重要とされております。

総合戦略の対象期間は、平成27年度から平成31年度の5年間です。定める政策分野は、まず1つ目が、地方における安定した雇用を創出する。2つ目が、地方への新しい人の流れをつくる。3つ目が、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。4つ目が、時

代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携、であります。この4項目であります、重要なのは政策を検討する際の5原則であります。自立性・将来性・地域性・直接性・結果重視であります、国の担当大臣はこう述べております。「何でもかんでも地方創生の名前を冠にすればよいという話にはならない。」と、求められるのは政策評価であります。

政策とは、特定の行政課題に対応するための行政活動の基本的な方針を示すものであり、施策は「基本的な方針」を実現するためであり、また事務事業は、具体的な方針を具現化するための個々の行政手段としての事務又は事業であります。これらを称して政策とされ、また、評価の基準は、必要性・効率性・有効性・公平性・優先性等の観点から評価にあたり、どのような点に着目するかが問われております。問題があれば適切に改善できるPDCA「plan（計画）Do（実施）check（評価）Action（改善）」のマネジメント・サイクルを確立し、その徹底を図ることあります。

財政構造改革により、本町も、これまで以上に少ない職員によって多くの業務をこなしていかなければならなくなっております。また、地方公務員法で本町にも人材育成基本方針の策定が義務付けられ策定されておりますが、しかし、その後、見直すことなく今日に至っております。構造とか環境が異なれば見直すことが求められると思うが、その点について町長の考えを伺います。

今回の地方創生は、町長の強い意志とリーダーシップをもって、職員の政策形成能力の向上を図り、地域づくりの担い手を積極的に育成しながら、町長の政策に対する適切な理解力、幅広い知識や実行力が求められております。

職員の意識改革は、個々の職員が政策評価制度の導入目的を十分理解して取り組むことが重要であり、職員に対する啓発活動を通じて導入の目的を組織全体に浸透させ、職員の意識を改革していくことであり、特に、幹部職員においては、自ら率先して質の高い政策を企画立案するために、政策評価を積極的に活用していくことについてリーダーシップを発揮していくことが求められると思います。その点について町長の所信を伺います。

まず、議会に対していつの時点で、総合戦略の策定の連携を求めるのか。2つ目に、国の総合戦略が定める政策分野4項目の政策基本方針の考え方。3つ目、国が求める政策評価の考え方。4つ目は、人材育成基本方針見直しの考え方。5つ目は、職員の意識改革、についてお伺いします。

○番外（町長 松田和久）

分割質問の二点目「地方版総合戦略の策定について」のご質問をいただきました。

このご質問でございますが、議会に対していつの時点で総合戦略の策定、連携を求めているのか、から始まりまして4項目、それから国が求める政策評価、人材育成基本方針の見直し、職員の意識改革、大変難しい問題のご質問でございますが、これも何れも関連することでございますので、まとめて答弁になるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

この総合戦略の策定におきましては、役場職員のみならず、町民の皆様が参画をされまして「自らの地域は、自らがつくり、守っていく」気構えを形成するものでなくてはならないと、このように考えております。そしてそれを実現させるため、決断し実行していく、そういった覚悟もまた求められているところでございます。

これらの推進体制につきましては、産業界、学校、金融機関、労働団体などにも素案作成に加わっていただきまして、今のところ仮称でございますが「総合戦略検討会議」を組織して、その内容について意見をお伺いしながら作成してまいります。その際の仮称と言いましたが「総合戦略検討会議」でございますが、この会議のメンバーにも議会の皆様にも参加をしていただきまして、常に情報共有をしながら積極的に意見提案も頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

また、政策基本方針につきましては、国が定めます先ほどお話がございましたように、雇用の創出から始まりまして4項目ございましたが、その4つの目標に沿いまして取り組んでまいらなくてはならないということは言うまでもございません。

政策評価につきましても、定めた数値目標と具体的な施策につきまして定期的に、また客観的に達成度を検証し、必要に応じて総合戦略の改定も出てくるかもわかりません。国の方針にのっとって、取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、職員の人材育成基本方針の見直し及び意識改革についてでございます。人材育成基本方針につきましては、本町の「職員人材育成基本方針」に沿いまして、町職員の意識改革、意欲の向上を図るなど取り組みを図ってきたところであります。

人材確保、能力開発、人材活用、人材育成、このサイクルを効果的に運用することで、専門性の育成でありますとかマネジメント能力の向上に努め、職員一人ひとりが問題意識をもってやる気を高め、ひいては組織そのものの改革を進め、まちの活性化につなげてまいらなくてはならないということは申すまでもございません。

本町におきましては、地方交付税の一本算定に併せ組織の見直しも今進めております。ま

た、平成28年度から人事評価制度が義務化されてまいりますことから、方針の見直しも検討することとさせていただいているところでございます。

次に、職員の意識改革でございますが、幹部職員には、職員を減らしてきた中で政策形成能力の向上でありますとか、あるいは今大切なのはスピード感であります。そのスピード感をもった仕事への対応など、役場変革に向けた取組みを毎回となく今指示をしているところでございます。

新年度には、各職階に求められる役割と能力につきまして、また、職員に必要な知識と技術を身につけることを習得することを目的に研修をさせ、“まちづくり”のキーマンとなるよう職員の意識改革に努めてまいりたいとこのように考えておりますので、よろしくお願いをいたしまして、私の答弁とさせていただきたいと思っております。

〇6番（平田文夫）

さらっと流されても困るわけですよ、職員の意識を改革する、職員をしっかり育成するという事は、直接住民に影響を及ぼすわけです。そういうことからして、私は毎回このことをお願いしているわけです。

なぜ、見直しをしなければいけないかというのは、今の職員を取り巻く環境というのはいろいろ問題が起きている。というのは国では政権交代、そして特に地方分権推進は著しく、従来の国から権限を移譲される地方分権の時代は、国の政策に左右されずに地元の意思が尊重される地域主権の時代へと、まさに変革期を迎えております。そういうことを踏まえて言えば、社会経済情勢の変化に伴い、行政課題も高度化・多様化・複雑化の一途をたどっております。そこで、職員の業務量も増え、今後も行政改革の推進の観点から計画的な職員数の抑制は避けられず、これまで以上の少数精鋭の組織として効率的な行政運営がまさに求められております。

この厳しい現状の中で、これまで以上に住民の皆さんの信頼と期待に応えるためには、事務処理能力や職務遂行能力といった従来から求められている能力に加え、地域課題を自ら見つけ出し、組織として何を行うべきかを考える能力や発生した課題の解決にあたり、常に町民側の視点に立ち、職員間で協力し合いながら、良案を導き出す能力の育成が喫緊の課題となっております。

まず、将来は、役場の職員ではなく住民の職員であるという意識を変えていく必要が求められております。そのことに関して、再度町長の所見をお伺いします。

〇番外（町長 松田和久）

平田議員の再質問でございますが、実は昨年の秋に偉い先生の講演を聞く機会がございました。おそらくそのことも、もう知っておられると思いますが、今大切なのは「エンパワーメント」ということが、非常に市町村職員には大切なんだというお話をいただきました。これは、個々の潜在的パワーでありますとか、あるいは個性、もう一度これを復興させる、湧き上がらさせるということだそうでございます。それを、エンパワーメントというのだと。

しかし、エンパワーメントを推進させてまいりますと、いわゆる、まとまりをなくしてしまうということも逆に懸念されることがある。私は、そういうお話を聞きながら、私が旧町の町長を就任する前に、農協に朝ご挨拶に行きましたら、8時15分ぐらいから円陣を組んで集会を開いております。朝の朝礼です。私も職員を長くしておりましたが一度もそういう経験はありませんでした。なぜ、民間団体というか、外郭団体等でそういうことができるのに役場の職員はできないか。これは、できるはずだということから、町長就任と同時にそのことを課長にお願いをし、今では各課が一人ひとり毎日当番を決めて朝礼を開いております。

大事なのは目線合わせであり、今議員が指摘するように住民主体の職員に変えていくためには、例えば、動線ひとつとっても、来られたお客さんが役場の中を回るのではなくて役場の職員が回る、そのためには、役場がどういう組織でどうなっているのかということがきちんと分からなかったらできない、その目線合わせの会議が朝の朝礼だと私自身は受け取っております。たまたま去年のその会議のときに意見交換の場でその話をしましたら、やっている所は少ないみたいですが、それが大事だということも言われました。

私はエンパワーメント、このことをもっともっと徹底をしながら、役場の職員が地域本意の職員に変わっていくということが大事だとこのように思っております。職員にはよくこういう言葉を、散文詩を申し上げております。ここで改めて申し上げますと「理屈はほどほどでいい、道に倒れる人あらば、とっさに飛び込み民の下敷きとなり、うっ血したすり傷に唾しながら、にっこり笑顔でセーフと言える奴がいい」そういう者が、職員には求められている。頭さえよけりゃ、要領さえよけりゃそれでいいというような職員はとるべきでないという、これは散文詩です。私はそのことを絶えず考えながら、職員にも話をしてきているつもりです。先生がおっしゃるように、これからは役場の職員ではない、地域の職員に役場の職員をどう変えていくかが大きな課題だと、私自身はもう既にそのことを絶えず職員にも申し上げております。まあ、一足飛びになかなかそうはなりません。理想かと思いますが、そういう方向で職員が少しずつ変わっていく、そういうように私は思っておりますし、またそう

あるべきだというように考えておりますことを申し上げて、答弁にしたいと思います。

○6番（平田 文 夫）

その約束を、今日も寒いなか傍聴に来られている住民の方おられます。いろんなことを聞いて帰って、明日の明るさを求めるような、そういうふうな“まちづくり”を進めてください。終わります。

○議長（石田 茂 春）

以上で、平田文夫議員の一般質問を終わります。

次に、11番：高宮陽一 議員

○11番（高宮 陽 一）

それでは、2点について質問して、町長の考えを伺いたしたいと思います。

まず、高齢者の支援策、特に介護保険制度から除外される高齢者の支援策について伺いたしたいと思います。

既にご案内のように、厚生労働省は社会保障費を抑制するために、本年4月からの介護報酬を平均2.27パーセント引き下げることをご決定いたしました。

その主な内容は、訪問介護などの在宅サービスには手厚く、特別養護老人ホームなどの施設向けは大幅に引き下げるというものでございます。

今回の改定は、人手不足が深刻な介護職員の処遇改善加算も盛り込まれておりますが、報酬減で経営難におちいる事業者が出てくるのではないかとということも懸念されているところであります。また、既に要支援1・要支援2の介護を必要とされる方々が介護保険制度から除外し、本年度から平成29年度までの間に市町村の責任で対応することが既に決定していることをご承知のとおりであります。

介護保険制度は、「介護の問題を社会全体で支えましょう」というキャッチフレーズと、「措置から選択へ」いわゆる利用者がサービスを選択できるという巧みな言葉で平成12年にスタートし十数年が経過をしておりますが、今日ではこの制度なしに国民の生活は成り立たないのではと思っております。国は増え続ける社会保障費を抑制することだけを考えておられて、「介護の問題を社会全体で支えましょう」という導入当初の精神から大きく後退していると言わざるを得ません。

介護保険制度導入までの経過を振り返ってみますと、各自治体では「介護の必要な方にどう対応するか」ということからいろいろなサービスを検討し、旧西郷町時代には「あんきに暮らせるわがとこ西郷」を基本にしながら、在宅サービスを重視した政策を展開し、各自治

体でも、それぞれの町村にあった特色あるサービスを提供してきたと思っております。

しかし、施設や在宅における生活が困難な方々が、先ほど町長も申しましたように“社会的入院”ということで医療費が拡大して、国はこの増大する医療費を抑制するために、国民に保険料と利用料を負担させる介護保険制度を考えたともいわれております。

しかし、制度導入後も医療費は下がっておりません。どんどん増えております。

今回の介護報酬改定の主なものは、「在宅介護の重視」「職員の処遇改善加算」であります。減収が予想される事業者にとっては、職員の処遇改善は難題ではないかと思っております。それは、過去の処遇改善策が功を奏していない現実があり、今でも正規職員の採用を見送り、臨時職員やパート職員で対応していることも明らかなことでもあります。

このような情勢の中で、介護保険制度から除外をされる要支援1・要支援2の方々への対応について町長の考えを伺いたいと思います。

介護保険制度上では、隠岐広域連合からの受託事業である包括支援事業で要支援・要介護状態にならないために各種事業を展開しているところではありますが、現在の要支援1・要支援2の方々には介護認定審査会で、支援が必要だということで判断されている方々であります。

まず、この方々が従来どおりの通所介護や訪問介護のサービスが利用できるかどうかというところであります。

また、利用者は、介護報酬の1割を負担してサービスを利用しておりますが、制度から除外されると、事業者には介護報酬は入らず、受入れができないということになりはしないかと危惧しているところであります。

高齢者が住み慣れた地域であんきに暮らしていけるよう、また、介護費用を抑制するためにも「保険あってサービスなし」とならないように、事業者に対して介護報酬相当額を町が支援し、従来どおりサービスが受けられるようにすべきと思いますが、町長の考えを伺います。

○番外（町長 松田和久）

ただ今の、高宮議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、分割質問一点目の「高齢者の支援策について」でございますが、要支援1・要支援2の方の、従来どおりのサービス利用についてのご質問でございましたが、議員ご承知のとおり、今回の介護保険制度改革によりまして、要支援者に対します予防給付のうち訪問介護、通所介護につきましては、平成29年度末を期限といたしまして市町村が実施する地域支援事業にこれを移行することになったと、地域の実情に応じた取組みとすることが可能と逆にな

ったわけでもあります。

しかしながら、予防給付訪問介護・通所介護事業によりまず機能訓練が介護状態の重症化防止に寄与している状況でありますとか、あるいは地域支援事業が財源の一部に保険料を充当することを踏まえ、制度移行後も高齢者の方の希望するサービス利用が低下することのないよう、サービス提供事業者や隠岐広域連合と連携を更に密にいたしまして対応してまいらなくてはならないと考えておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

次に、二点目の「地域支援事業に対する介護報酬相当額の支援について」のご質問でございますが、国におきます現行の身体介護、生活援助型の訪問介護や機能訓練等の通所介護につきましては、地域支援事業に移行後も専門サービスに適した単価設定となるガイドラインを基準といたしまして、サービス事業者の円滑な参入のためにも現行の介護報酬を参考にし、適正なサービス単価を設定すべきでないかと考えております。

いずれにいたしましても実施主体は町でございます。財源に介護保険料を充当する事業でございますので、町村や利用者間で不公平感や格差が生じないように、隠岐広域連合やその構成町村、サービス提供事業者等と議論を重ねさせていただきまして、平成29年度末を目途に円滑な移行となるように意見調整を図ってまいりたいとこのように考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

〇11番（高宮陽一）

若干、再質問をしたいと思っております。

ごく当り前の答弁かなと理解しておりますが、先ほど同僚議員の質問の中で町長は「理屈はほどほどでいいと、それよりもこのことが大事だと」ということを話されました。まさに、理屈がだらだらと答弁されたというふうに私は思っております。

29年度と言わずに、もう困っているわけですから、じゃあその方をどう対応するか、さっきの意味でいうとスピード感、これが私は求められるというふうに思います。

島根県内でもほとんどの町村が29年度末を目指して準備を進めているようですが、鳥取県の日南町、ここは唯一山陰で1町村だけが取組みを進めているということを聞いております。内容的なことについては、まだ私も承知はしておりませんが、やはりそれぞれの高齢者に対してスピード感をもって対応をしているところもあるわけです。広域連合介護保険料がそこに充てられるという部分があるかも知れませんが、広域連合云々ではなしに、まず隠岐の島町としてどうするのかという心構えが私は見えない。

町長もあと一年半ばかりですので、そこら辺りのことをしっかりと方向づけをするように、

再度答弁をいただけたらと思うのですがいかがでしょうか。

○番外（町長 松田和久）

「人間は誰一人として避けて通れない、いつか来る道」、老人問題対策について隠岐病院の先生から生の声で、悲痛な想いで書かれた文章が届いております。ちょっと長い文章でしたので、私なりに要約をいたしました。紹介をさせていただくと、高齢の両親等の介護に直面していない、まだ介護に関わっていないそういった家庭に様子を聞くと8割以上の方が、親の面倒を見るのは当たり前、直面すれば即離職して介護にあたりますと言うそうです。しかしながら、逆に今その直面している家族、大変な家族の大半は放棄できるものなら今すぐ手を引きたいというのが実態であるということ、これはいろいろ聞き取って書いたことだそうです。

本町の高齢人口は、先ほども言いましたが5,536人、それから介護認定者が約1,000人、受入れベット数は530しかない。入居希望者の待機期間は今年から2年半待ちだと、これが現状の実態だということです。

こういった中で、現行の介護保険制度は老人問題を解決するための社会を実現する制度ではありますが、こういったものを形づけたものが「地域包括ケア構想」だろうというように今いわれております。本町も少子化により学校の統廃合が進んだ、そして既にもう空いている校舎もある、廃校舎を高齢者に利用するのは至って自然の流れではないかという提言です。町と地域自治会・地区、連携を構築して受け入れを可能にするシステム作りにいち早く取り組むことが、いわゆる2025年対策に国より先に隠岐の島町ならできる、この隠岐の島というのは他の地域にはない“寄り添う情けはいいところ”、町長そう言ってるじゃないかと、だったら難しい問題であるけれども、そういったものに取り組んでいくことが、今求められていないかという提言です。

これにつきましては、私自身ももうぼつぼつ何か考えないと、起こってしまってからでは大変なことになるというように思いました。そこで、このことについても所管課長にも紹介をしております。

今回の地方創生、総合戦略は1課、1係の問題ではありません。関係する各課、また関係しない課長も一緒になって「俺はこう思う」「私はこう思います」というようなことがふんだんに出てきて、それをまとめるのが「地方創生」だと私自身は思っておりますので、取りあえず関係する課長にはこういうことを紹介して、これも是非、秋までの検討の中でしてほしい。もちろん、子育て対策もそうですし、産業振興もそうです。いろんなことを今日はいろ

んな方が質問されますが、全てがそこに集約されることになってくるわけです。もう既に、そのことも課長会では目線合わせはさせてもらっております。私の気持ちは十分、課長には伝わっているとこのように考えておりますので、それをどう実現していくか、図っていくか、ではいつから議員は加わっていくんですかではなくて、始めから一緒になってやっていただきたい。役場がつくったものを、「これでどうでしょうか」というような計画では駄目だと、私はこう思っておりますので、そういうことも徹底をさせてまいりたいとこのように考えております。

議員仰せのように、そろそろ私も年季となってまいりましたので、最後まできちっと方向を出して、自分の責任をまっとうしていききたいとこのように考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○11番（高宮陽一）

私はそういう答弁を聞きたくはございません。

先ほどもありましたように、保健事業が大事だということを言っておりますが、この隠岐の島町の現状を見たときに、もう国民健康保険は破たん寸前だと、介護報酬はどんどん上がる、保険料は上がっていく、これをさせないためには介護予防事業が一番大事だ、保健事業が一番大事ということなのです。

町長も先ほどからずっと言いますが、そのために今課長こうこうだとか、職員にこうこうだとか言っていますが、それは逆にトップとして「こういったことは直ぐ必要だからやれ」ということも必要ではないかと思えますよ。検討する、検討するで、先延ばしにすると、医療費は膨らむ、保険料は上がるということになるわけですので、やはりそれを抑えるためには元気な高齢者をつくるということの方が私は大事だと思います。

ご承知のように、私も役場の職員として健康福祉、介護保険を担当させていただきました。この制度が導入されるときには、地域に説明会に行きました。「私はこの制度は反対でございます。」ということを前提に説明会をしました。というのは、高齢者の状態が朝と夜では違うわけです。そして今日と明日ではそれぞれ状況が違うわけです。それをあなたは1です、2です、3です、4ですと区分することはおかしいと、何らかの手助けが必要なわけですから。

介護保険制度は反対だけでも、これは国の制度として始まるのでしかたがない。全体で支えるべきではないかということで、保険料をお願いしたり、サービスを利用したら1割お願いしますよ、という説明をしてきたわけです。

皆さん誰も入院をして不健康で亡くなっていくよりも、我がとこで元気で長生きするの

が一番いいわけで、多分亡くなるのも「自分は家で死にたい」というのが、やっぱり人間じゃないでしょうか。多分、町長もそうだと思いますし、私もそうです。病んで病院で死ぬよりも、我が家で死にたいというのが人間誰しもあることではないかと思います。

そういうことからすると、やはり介護予防、医療費の予防ということを考えれば、もっともっと元気なうちにお金を使って、元気で長生きしてもらおう。今まで言い尽くされた言葉ですが“PPK”という言葉“ピンピン・コロリ”と言う。元気で長生きして一週間ほど病んで亡くなるのが一番幸せではないかというふうに言われますが、やはりそういった部分では早い対応が必要ではないかと思いますが、今一度、町長の方から答弁をいただきたいと思います。

○番外（町長 松田和久）

高宮議員の再々質問にお答えをいたします。

元気老人対策というのが、今後大きな課題になってまいります。そこで、隠岐の内在する資源をうまく活用して、もちろん生産年齢人口といわれる若い方々の雇用の場もつくっていく必要がありますが、併せて高齢者がいきいきと元気で生きがいをもって生活をするための生産体制もあってもいいことないかと。

例えばこの島には、「アカメガシワ」という樹がもの凄く多いそうです。その樹が島中にあるのに、本土ではわざわざそれを植栽して大きくなるのを待って、それをうまく活用して、これはスポーツドリンクあたりで健康に良いそうです。そして高いそうです。これが隠岐にはたくさんあるということで、何とかそういったものを活用して、これは難しいことありません。採ってきて、冷風乾燥で乾燥機にかけて旭化成に送ればそれでいいとか、あるいは雲南市に送ればそれで対応できる。

そういうことになるなら、あの四国の1億産業じゃありませんが、そういうことだって不可能じゃないと。その話も、「じゃあ、すぐやらせろ」と言われてもお金がかかることです。そのことについても担当課長には紹介をして、これも今検討をさせております。検討をして、その販売ルートはどうなのか、それから生産はどういう形でやるのかということ調べさせないと、年から年中採ってということにはならないでしょうから。そういうことを、今所管課長には調査をさせて早く対応して、それだけではないですが元気老人対策をまだまだ進めないと、いくらでもお金がかかるということで、今対応を検討させているところです。

もう3年、4年前からいろいろなことで、皆さんご案内のように議会にもお願いをして、例えば高校卒業して隠岐で働きたいという人には7万円、5年間ですか、そういうこともやって、島根県でも初めてのことに取りかかっていますが、新年度予算でもこれをまた拡大す

することもお願いをしておりますが、そういうことと併せて、どういう仕事をつくっていくかということも考えなくてはならないと思います。

今朝のテレビを見ますと、山陰合同銀行新規採用職員を20数パーセント上げて17万円を20万5,000円に上げるという。地域にも頑張ってもらって仕事をつくって、そういうことをやらないとなかなか東京や大阪にいる若い方々が隠岐に帰ってということには、あるいは、隠岐に来てといっても最後にはこんなに生活格差がある、給与格差があったら行かないということになってしまう。

ですから、そういうことも、仕事をつくりながら企業にも頑張ってもらって若い人を受入れる態勢をつくっていく必要がある。これは役場だけでは絶対できません。そういったことを一体的にやりながら、何とか若い人が定住をする環境を是非つくっていききたいと、このように考えておりますので、答弁になったかどうか分かりませんが、よろしく願いいたします。

〇11番（高宮陽一）

これ以上は質問できませんので、次の質問にいきたいと思いますが、さっき町長が金のこともあるということですが、金は仕事をやってからでもいくらでも補正ができたこともございますので、そういったことはあまり答弁の中には言わない方がいいかと思います。

次に、隠岐の島町の“まちづくり”、先ほども同僚議員から地方創生について質問がございました。

町長も、施政方針の中で考え方は述べられておられますし、先ほどの同僚議員も十分に内容を説明をしながら考え方を求めておりましたので、私も大筋理解したところでありますけれども、既に通告をしておりますし、私の考え方も申し上げて町長の考えを伺いたいと思います。

国の地方創生の考え方は、先ほども同僚議員が言ったとおりでございますので省略させていただきます。私が危惧するのは、それぞれ自治体の“やる気度”が試されるということであり、そのことによって地域格差が更に拡大するのではないかと危惧するところであります。

国が策定した総合戦略は、先ほどの4つを基本目標として地方への新しい人の流れをつくるんだと言っております。

例えば東京圏から地方へ転出を4万人増やすということでありますとか、東京への転入を6万人減らして東京圏から転出者・転入者を均衡させると言っておりますけれども、私は、これは実現性は乏しいというふうに見ております。

また、地方自治体が強く求めてきた自由度の高い交付金制度、これらについても何ら明らかにしておりません。総合戦略を策定して推進する自治体に対しては、内容を国が査定して交付金を交付すると、自由度が高まるどころか中央集権的な地方創生になりかねないと懸念をしております。

昨年、「消滅自治体リスト」というものが公表されました。地方創生の課題が急浮上したといわれておりますが、もう既に私どもの町でも人口減少対策や地方活性化の問題、これは町村合併以降も大きな課題でありまして、政府が進めているような地方創生や自治体消滅論に関係なく、私は、本町が地域の現状を冷静に受け止めて町民とともに“まちづくり”を進めることが必要と思っております。このことについて町長はどう考えているのか、まずお伺いをいたしたいと思えます。

次の質問であります。先般2月13日に開催をされました議会全員協議会において、国の総合戦略に呼応して本町が取り組むイメージの説明があったところでございます。私は合併後の総括もなしに国の戦略に踊らされて、机上の計画のように思えてなりません。

「賢者は歴史に学ぶ」といわれるように、これからの人口減少・雇用・地域活性化対策は、今までの“まちづくり”構想や建設計画、地域の実情等をしっかりと検証し、新しい本町の“まちづくり”とする初年度、言わば「地方創生元年」となるような組織の設立や施策の検討が必要と思えますが、町長の考えをお伺いします。

○番外（町長 松田和久）

高宮議員の分割質問二点目の「隠岐の島町のまちづくり（地方創生）について」のご質問でございました。

国は、日本の将来を「地方創生」の推進によりまして、活路を見出していくということですから。いわゆる国は、トリクルダウンで地方にまで活性化をとということを謳い文句にしているわけでございますが、この「まち・ひと・しごと創生法」がもう既に、昨年の12月に閣議決定をされまして報道がされました。そしてやる気のある地域や自治体を積極的に支援していく。私も議員と同じように、これは間違うと、うまいこと言いながら実際は国のどんぶり勘定でどうでもなる、いかななものか。要するに、国の思う方向でいけば「こんなのは駄目だよ」と言われたら金を付けてくれないのかなと思えてならない部分があるのですが、一応、国としては「やる気のある地域や自治体を支援をしていく」と地方創生大臣の石破さんは言っておられます。

本町も、将来に向け多くの課題が山積しております。「定住ビジョン戦略」を検討してまい

ったところでございまして、そういう意味では今がまさにチャンスの時と受け止めて、本町の個性を活かした「総合戦略」を町民の皆さんと知恵を出し合って策定をし、将来も安心して暮らせる地域づくりとなるように基本方針を定め、取組んでまいらなくてはならない。今回の答弁が全部こういうかたちになっておりますが、実は県の方針と併せて町も摺り合せをしながら10月を目途にということになっております。

議会が終わりますと早速、そういったワーキンググループから始まって検討委員会をつくって、これからが本番に入っていく直前でございまして。そういった「総合戦略」をつくっていくということが、この議会明けから作業として始まってまいります。

基本的な推進体制につきましては、平田議員への答弁にもお答えをいたしました。将来的には総合戦略を効率的に実施していくために、推進組織の設置についても検討してまいらなくてはならないと考えているところであります。

問題は、綿密な数値目標を、設定と立案した政策の効果を、定期的に検証する責任も明確にしてくれということでございます。そうなってくると、できない計画はできません。先般もそういう話し合いの中で、「定住人口の拡大を目指します」は、はっきり言ってそれはなりませんよ。一昨年の10月に総務省が出した人口統計をご覧になられたと思いますが、2年前ですが、今現在人口は1億2,730万人、そして平成60年あと30数年すると1億人を間違いなく切る、そういう時に隠岐だけは人口を増やしますよというような計画は難しい。

ただ、平田議員がおっしゃるように10年間で2,580人も減った、その減り方が10年間で2,500ではなくて、それを20年、25年にするためには、どういう施策を展開したらそうなるかということを描いていくということが私は大事だと、そういうように考えながら堅実な方向で計画を作っていくということで、これまでの計画づくりとは、いささか意味が違うというように課長会でも提案させていただいておりますので、そういったことを考えながら一緒になって、隠岐の島が更に活性化する計画づくりに取組んでまいりたいということをお答えいたしたいと思っております。

○11番（高宮陽一）

若干、再質問をさせていただきますが、先ほど町長から答弁をいただきまして、今回の地方創生の部分については今がチャンスだと受け止めているということではありますが、チャンスと言うわりにはスピード感がない。地方創生ということで話をしますと、12月ぐらいから話が出ていて市町村でもこれをやっていかななくてはいけないということは分かっていたわけですから。私はやはりスピード感をもって今回機構改革をして、専門の一大プロジェクト

ーム、窓口をきちっとしてやるべきではないかと。

今現在、定住対策課の方で窓口を取り扱っておりますが、従来の仕事をしながらこの仕事をしていくということになると、とても追いつくような状況にならない。そのことが結局、国の説明なり、県の説明の中で対応していかざるを得ないということになるのではないかと思います。逆に言えば、これを先取りしてオンリーワンとなるようなことを、本当にチャンスであるなら私はここでしっかり挑戦をさせてやるべきではないかと、このように思っております。

同僚議員も過去のことを、検証せい、検証せいということですが、合併してから10年経ちますが、平成16年までに考えられている今の状況から現在の状況を見たときに、地域の状況もぐるっと変わってきています。その時に立てた計画が今でもいいのかということもしっかりと振り返らないと、合併のときに「建設計画」を作った、「総合振興計画」を作ったということですが、それから10年経ったときに状況は変わってきている。それがいいのかというように、もう一度見直すことも大事ではないかと。そういうことをしながら10月、今目指している「総合戦略」の計画についてもやっていかないと、過去のことをほっといて将来のことばかりではなかなか計画は難しいのではないかとというような気がしております。

特に私は組織にこだわるわけですが、県内的にも既に「総合戦略室」を設置したとか報道にも出ておりますが、皆さんの方でどこまで把握しているか分かりませんが、私もまだ全体のところは把握しておりませんが、私は以前から役場の仕事というのは組織が“顔”だと言うことも申し上げてまいりました。まず、町の気持ちを表す意味では、課あるいは室というものを設置して取組むという意気込みが私どもには見えないと。

先般、新聞記者さんが私の方に、「今年予算の目玉は何ですか。」と聞くわけですが、これは町長に対して失礼かも知れませんが、「従来の仕事が羅列しただけで、これといった目玉はないというように思います。」と、「個人的には、地方創生と言われるのでこれに町がどう取組むかというのが、今議会の一番中心テーマかと考えております。」と、話をしております。やり方は先ほど来、やり取りしておりますので承知しておりますが、スピード感という部分と町長が思うやり方の部分で、今少し町長の考えを、まだ4月1日までには日にちがあるわけですから、将来的にも設置について考えて検討したいということではありますが、将来ではなしに一刻も早く設置すべきだと私は思いますが、再度町長の考えを伺いたいと思います。

○番外（町長 松田和久）

高宮議員の再質問にお答えをいたします。

まず、合併をいたしまして昨年秋で10年を経過いたしました。いろいろな課題が山積する中で合併をいたしました。そして、もうこれ以上借金はできない、したら夕張のようになってしまうというところで合併、そのときの職員の数も349名でスタートしたと思っておりますが、それが今260名まで下げてきた。ご案内のように、第1次、第2次の行財政大綱をつくって粛々と取組んでまいりました。

職員にも本来、私は町長として、貴方には30万円払いますと言いながら29万で我慢してくれと、お金がないんだというようなやり方は最低の町長だと思っております。しかしそれを断行しないとあの時点ではどうしても予算が組めなかった。そして財政再建が果たされないということから、乾いた雑巾を更に絞りに絞るぐらいな気持ちで改革をやりました。そのことが住民の皆様方にも、行政サービスが少し手薄になったという部分があるかと思いますが、おかげさんで実質公債比率も16.4パーセントまで下げることができた。18パーセントを切ると知事の許可がなくても我々の想いで、こういう“まちづくり”がしたいと借金をすることもできるようになった。やっとそこまで出てきました。

そういう中で、職員が260名になりますと、いろんな意味でなかなか硬直して今やっている仕事が間に合わない状況です。ですから、おっしゃられることはよく分かりますが、ちょっと調べてみたら去年の政府の総合戦略、閣議決定されたのが12月27日になっております。本当はそれを見たらもう分かるわけです。地方が何をしたらいいか、そのことは既に資料は作って課長会では見せておりますが、なかなか一気にそれがすぐに専門部局をつくってということにはならなかったということでもあります。少ない中で、どう効率的に仕事をしていくかということも考えながらやっております。

その仕事づくりですが、3年前から例のコールセンターのようなものなら地球の裏側だっでできるということをレッテルにして沖縄からやった、隠岐でもやろうということで県と相談をしまして支援をしましたが、インバウンドにしてもアウトバウンドにしても、ああいう業界というのは新陳代謝が激しいために若い人がいないのです。そうすると辞められたら後がない。そういうことから反省をいたしまして、3年前に内在する資源をうまく活用して6次産業につなげながら、もっともっと若い人を雇用する場をつくっていくということで提案をいたしまして、それも検討委員会を作って3年かけてやっとできました。もう既にこれは庁議にかけてその方向でやっていこうというのがこれから出てくるわけでありまして。スピード感をもってということではあります、言ってるわりには非常に見えにくい形の中

で推移をしてきたことについてはお詫びをしたいと思います、いろんな取組みをしてこれから始動させるということになっております、是非ご理解をいただきたいと思ひます。

○11番（高宮陽一）

スピード感ということで、また検討したいということですが、町長も経験していると思ひますが旧西郷町時代の話をしたら古い話になるかも知れませんが、当時、総務課長もおったと思ひますが、例えば「産業課」があるのに農村総合整備モデル事業として「対策室」もつくった。町長の場合は「大規模対策室」とか、こういうことです。その時々時代の背景に応じて対策はしてきたというふうに思っております。町長も副町長も含めて、十分承知していると思ひますので、我々もこの10年間やって、これから本当どうするのか大変だなあと、同僚議員の中でも、我々議会の方でも地方創生の特別委員会を作って逆に提案しようではない話もしております。提言できるようになれば私はいいいと思ひますが。そういったことも相談しながら、ある意味ではこれからの将来の島づくりの出発点だというふうに私どもも考えて取組んでいきたいと考えておりますので、是非、執行部の方でもスピード感をもって、やはりこれは危機感、これは全て町民の皆さまに対することとございます。我々の私利私欲でやるものではございません。この島の発展のために、ひとつ頑張っていたいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○番外（町長 松田和久）

返す言葉もありません。まったく同感です、そうあるべきだと思っております。優柔不断ではいけないということで、言い難いことを十分に言わせてもらって、何とか奮い立たせていきたいということで、今取組ませていただいておりますので一緒になってひとつ頑張っていければと思ひますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（石田茂春）

以上で、高宮陽一 議員の一般質問を終ります。

ここで、11時05分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10時51分 ）

○議長（石田茂春）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 11時05分 ）

引き続き、一般質問を行います。

次に、7番：齋藤幸廣 議員

○7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

通告にしたがいまして、一般質問を行います。

私は、この質問の中で、松枯れ対策として行われてきたことに非常に疑問を感じるようになりました。それがどういう影響があるのかということについて、まず、隠岐世界ジオパークについて、いろいろな取組みがなされておりますが、これの影響についてまず始めたいと思います。

町長は、施政方針の中での観光振興の取組について次のように述べられました。

「隠岐世界ジオパークを活用した島の魅力の積極的な情報発信により、少しずつではありますが、その効果が現れつつあります。島根県、隠岐4町村及び関係団体に組織している『隠岐世界ジオパーク活用推進検討会議』では、世界認定というチャンスを生かし、ソフト・ハード両面にわたる施策のあり方について議論しております。本町ではその結果を踏まえ、具体的施策に反映させるよう、スピード感を持ちながら『世界』という冠をフルに活用できるように努めてまいります。」

また、安心・安全で快適なまちづくりの取組については次のように述べられました。

「自然環境対策につきましては、国の出先機関であります自然保護官事務所、島根県及び隠岐世界ジオパーク推進協議会との連携のもと、世界認定に即した環境の整備に取り組んでまいります。」と、施政方針で述べられました。

そこで質問です。

「隠岐世界ジオパーク活用推進検討会議」ではどのような議論がなされたのか、ということをお聞きします。その結果を踏まえ具体的施策に反映させると言っておられる具体的施策は何を考慮しておられるのか。3番目、世界認定に即した環境の整備とはどういうことを指すのか具体的に示して下さい。毒性の強い薬剤の空中散布・地上散布は、これらの世界ジオパークのための努力に水を差すことになるのではと心配です。そして隠岐世界ジオパークのイメージダウンにつながると懸念されますが、町長はどうお考えでしょうか。

○番外（ 町長 松 田 和 久 ）

ただ今の、齋藤幸廣議員のご質問にお答えいたします。

「隠岐世界ジオパークの活用について」の分割質問一点目でございます。

「隠岐世界ジオパーク活用推進検討会議」での協議内容についてのご質問をいただきましたが、主に、隠岐世界ジオパークの価値を分かりやすく実感できる仕掛けづくりについて検討しております。

その内容は、ソフト施策の視点といたしまして、地元住民の皆様方が誇りと愛着を感じ、地元の機運醸成が図られること、もう一点は地元住民がその価値を観光客に分かりやすく伝えていただく、3 つ目は観光客の満足度向上のための体験プログラムの具体化等を図る、ハード施策の視点では4番目のジオパークの価値を伝える側の人材育成の拠点となり、ガイダンス施設の役割も果たす「拠点施設」を各島に整備すべきということが議論されておりまして、最終的には、本年5月頃には提言をまとめていくことになっております。

次に、二点目の「その結果を反映させる具体的施策とは何か」ということですが、現時点で共通認識となりましたことから早速、県・町村で予算化を図ることとしており、本町では、新年度の当初予算に計上させていただき「合宿利用促進事業」や「宿泊施設トイレ改修事業」等に取り組むものであり、県は「隠岐世界ジオパーク推進協議会への支援拡大」でありますとか、「県内小学生の隠岐体験学習事業」等に取り組むものでございます。

次に、三点目の「世界認定に即した環境整備」についてのご質問でございましたが、ジオサイトを訪れる方々に、より安全で快適に見学や体験をしていただけるよう環境整備を図っていくということでもあります。具体的には、布施中谷駐車場や西郷岬園地などの整備を県と連携をいたしまして実施してまいっているところであります。今後も引き続き海苔田鼻や那久岬の遊歩道整備など実施してまいりたいと、また、島内の観光名所への誘導看板の整備でありますとか、あるいは海岸漂着ごみ回収事業もその一環として行っているということでもあります。

次に、四点目の「毒性の強い薬剤の散布は、隠岐世界ジオパークのイメージダウンにつながるのではないか」というご質問についてでございましたが、本町が松くい虫防止のために散布をいたしております薬剤は、国の農薬取締法に基づき登録されておりまして、各種の毒性試験をクリアしておりまして、また、散布作業につきましても、国・県の防除実施基準等を遵守し、十分な安全対策を講じた上で実施をさせていただいているところでございます。

したがって、本町を代表する景勝地でありますとか、防風林を守るために実施しております、隠岐世界ジオパークのイメージダウンにつながっているというふうには、今考えておりませんのでご理解を賜りたいと思います。

〇7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

「隠岐世界ジオパーク検討会議」で協議されていること、できることから取組んでいくということ述べられました。本当にこの取組みについては、町をあげて全職員が一丸となって早急に進めていただきたいというふうに思います。

ひとつ残念なことです。第3番目の問題で、世界認定に即した環境の整備というのとはどういうことを指すのか具体的に示してくださいと質問したのですが、答えは、布施中谷駐車場とかそういうジオパークを見に来られた人たちに対する環境整備ということをお答えされただけです。

それと最後の方で、海岸漂着ごみの回収事業もその一環となりますと言われましたけども、これも今既にやっていることで、世界認定された自然環境をいかに保全していくか、見守っていくかの答えにはなっていないと思いますが、まずこの点についてお答えいただきたいと思います。

関連することですが、隠岐ジオパークの特徴というふうに出されたパンフレットにも書かれていることですが、「隠岐ジオパークの特徴として、地質学的に貴重であるばかりでなく、その上に成り立っている自然環境・歴史・文化・食と幅広く見どころがある」と言われております。ここでいう「自然環境」ということも念頭に置いて、お答えいただきたいと思います。

○番外（町長 松田和久）

齋藤議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

自然環境は具体的にあそこをどうする、こうするという話ではないんじゃないかというご指摘ではないかと思えます。ご案内のように例えば、鉾山でいきますと布施のあの山奥にあります「トカゲ岩」、アノソクレースという石だそうです。これは世界にも珍しい石です。白島海岸のようなアルカリ石英粗面岩ですが、アメリカの海岸部にはないそうです。これは離島であるがために特異な形であるということだそうです。

そういったものを、今までは保全するとかそれを守ろうということにはならなかった。ただそれを観て「どうだ、いい所だろう」ということで整備をして、そしてそれをうまく観光資源として使っていた。今後は、そういったものを産業活動に結びつけていいですよとは言いながらも、きちんと保存伝承していく。また、例えば、モミの木は隠岐辺りがちょうど日本の国でいうと南限にあたります。その南限のモミの木にランの北限がちょうど隠岐、南限のモミの木にランが着生をするそういったような植生は外にはない。あるいはまた、隠岐を代表する花でありますシャクナゲ、これは本州では2,000メートル級の高山に行かないと見ることもできない。それが、山の方に入ればすぐ手の届くところで見える、そういったものを乱獲するのをやめて自然に保護していきましょう。そういったことで貴重な植生、更には我々の日々の生活で培ってきた文化をどう伝承していくか、そういうことを含めてこの世界

認定に即した環境・保全が必要であるというように考えておりました、それをしながら更にそれをうまく活用した観光振興につなげていくために、例えば浄土ヶ浦の園地でありますとか、大満寺の参道、あるいは海苔田鼻の歩道等は環境省が整備をする。また、島根県でも各園地をきちっとして、行きて遊べるように、あるいは観光できるようにという施設整備について県も町もやることで、環境保全と併せながらそれをうまく活用したジオパークの島として、交流につなげていくというようなことで、ご理解をいただければと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

ちょっとお答えを聞いてて不安になったのですが、自然環境という中にはいろんなものがあるわけです。島の山から海から、そういう中でいろんな生態系が成り立っているという中で、それらをどう保全していくのかということが大切であると言われていたわけです。

今もいったように、微妙なバランスの中で維持されている植生とか、動植物あるいは微生物、そういうもの一切を含めたものを保全するのが大切であると言われていたわけでありまして。そういうものをいかに守って、保全していくのかという施策を聞いたわけであって、大満寺とかいろいろなことを言われて、それは大切であることは分かっているのですが、そういうもの以外にもまだまだ森の中に入って見たら分かると思うのですが、森の林床がどうなっているか、あるいはそこに小鳥がいて虫・小動物がいて、あるいはバクテリアがいて、そういうものをいかに大切にしていくのかということが問われているわけでありまして。

今、これを問題にするのは日本ジオパークが28年、日本ジオパークの世界認定に向けての再認定の審査があるわけです。29年には世界ジオパークでの再認定の審査があるわけです。これらの審査にあたっては国際的な基準に併せていかなければならない、ということは外国の人が見たらどう感じるのかということが重要になってくるわけであって、そこで毒性の強い薬剤、化学物質が散布されているというようなことを外国の人が見た場合、また日本の人もそうですよ、本土の方から来た人が見た場合どう感じるのか、これはイメージダウンにつながるのではないかと聞いています。

今、私も世界ジオパーク推進協議会の方々や、こういうことに関わっている他の人たちとも話しているのですが、「影響がないとは言えない」というふうに彼らは感じているとも思われます。町長の考えをお聞かせ願います。

○番外（ 町長 松 田 和 久 ）

齋藤議員の再々質問にお答えをいたします。

非常に難しい問題です。私はこの開発と乱開発というのは表裏一体、裏表になっている。それは、いわゆる住民の皆さん方のコンセンサスがどこにあるか、最大公約数がどこにあるかで判断するしか行政はないと思います。

言われることはよく分かりますが、例えば農薬は使わない方がいいにこしたことはないかも知れません。しかし、その農薬を使わないことで海と山とのコントラストだといわれている海岸の松を始め、そういったものが全部枯れてしまって真っ赤になったらどうなのか、そういったこともあると思うのです。そういう中で、地域としてどこに接点を置くのかということじゃないかと思います。

今、役場の方は国の基準に併せて安全だといわれる範囲内で、農薬散布も使わせてもらっております。そういうことで地域とのコンセンサスが図れているからこそ、やれておりますし、今回の松くい虫の件についても、地域からの要請にも応えながら安全基準の範囲内で対応していくということだと思います。

これを全てやめることは、それこそ昆虫の問題とかいろいろ考えればそのとおりだと思いますが、中村の森の海岸の松がなくなったらいったいどうなるのか、都万の海岸のあの松がなくなったらどうなるのか、そういったことを考えると必要最小限度の防護策というものをやることも、自然環境を保全することにつながってくると思うのです。その辺りは、地域の皆さんと十分に相談をしながら、あるべき方向を出していくというのが、役場の方としては最大限の調整ではないかとこのように考えておりますので、そこのところはひとつご理解をいただければと思います。

〇7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

この問題は非常に難しい問題であって、地域の皆様方の考え方とか、本当に大切にしながら進めていかなくてはならないということはよく分かっております。だけど初心に振り返って、しっかりと協議していかなければならないことだと理解しております。

それでは、もう一項目の質問に移りたいと思います。

私は、松枯対策ということについて、私なりに考えたやり方ということ、先ほども防風林のことに触れられましたが、これからの質問の中に出てくることですので、いろいろな理解を深めていただきたいということで一般質問を進めていきたいと思います。

まず、結論を先に言いますが、松枯れ対策は樹幹注入と林床の手入れなどに絞っていくべきではないかという立場から質問いたします。

布施浄土ヶ浦、武良の白島、久見のローソク島周辺の3か所に薬剤の空中散布を実施して

きましたが、その将来展望はどうなるのでしょうか。これは皮肉を込めた言い方ですが、これは本土の松枯れ先進地のように松がなくなるまで続けることになるのではないのでしょうか。

2番目に、空中散布・地上散布に使用されるスミパインは毒性が強く、人をはじめとする生物に、また環境全体に有害な化合物です。長年月散布を続けることは無謀の極みと言う他ありません。

平成20年、出雲市で空散による住民への被害があったとき以降、空散・地上散布を控えるようになりました。今は大田市の三瓶山で1か所地上散布をしているだけで県内では空中散布は全くしていません。

昨年5月白島の空散の後、ある家族が体調の急激な悪化を訴え、原田の私の家へ避難してきました。そして防風林の地上散布は中止となりました。当然の措置であったと考えます。

地元の空散・地上散布に賛成の方々の意見だけを取り上げ、来年度も続けるのか、私はもっと地区民全体の意見を拾い上げていくべきだと思っております。薬剤の空中散布は中止すべきと考えますが町長はどう考えておられるのでしょうか、お伺いします。

3番目に、中地区区長会から松くい虫被害対策について、要望書が昨年6月18日に提出されました。26年度の地上散布が中止となり、今後の防風林、これは森地区の防風林の維持が困難になるのではと心配され、町に防風林の保全対策を求めるという内容です。この防風林はそこに接する地域を文字通り、強い潮風、飛砂などから住宅地を守るもので要望書の内容は理解できます。

しかし住民への健康への被害がないとは言い切れない、また環境への負荷の大きい薬剤の地上散布よりも、より影響の少ない樹幹注入だけで防風林の保全を求めべきだと思っております。それと併せて林床の落葉の運び出しなど松の健全な成長を図るべきではないかと考えます。この方法だと森林組合と地域住民が連携して取組め、地元にお金が落ちる。空中散布などは、本土の業者が来られますのでお金が落ちないということを踏まえた言葉でございます。島の経済を潤すことになる。町長はどう考えておられるのでしょうか。

○番外（町長 松田和久）

齋藤幸廣議員、分割質問二点目の「松枯対策について」のご質問にお答えをいたします。

まず、一点目の「薬剤の空中散布に将来展望はあるのか」というご質問でございました。

本町を代表いたします景勝地の松林を保全していくことを目的に、布施浄土ヶ浦、西村白島、代ローソク島の周辺におきまして、ヘリコプターによる空中散布を実施してきたところでございます。

ヘリコプターによります空中散布でございますが、松くい虫被害に対しまして、広範囲を面的に予防する方法といたしまして唯一行いうる有効な手段であるかと思えます。その効果も実証されておりますことから、今後につきましても、伐倒駆除等による対策も組合せながら継続して取組んでいかざるを得ないのではないかと考えているところであります。

次に、二点目の「松くい虫防除における薬剤の散布は中止すべき」とのご意見についてでございますが、昨年実施をいたしましたヘリコプターによります薬剤空中散布後に、体調不良を申し出る方がおられましたことは事実でございますが、予定しておりました薬剤の地上散布を即その時点で中止をさせていただいたところでございます。

その後、事実関係の調査検証を行いました。国に登録された薬剤を適切に使用し、散布に当たっては法令等に基づき十分な安全対策が講じられている、体調不良を申し出た方を早速病院で受診をしていただきましたが、病院側としては異常は認められなかったと、また体調不良を申し出た方以外に、健康への影響は確認ができなかった。昨年行われた空中散布は、適正に実施されたと考えたところでございます。

こういったことを踏まえながら、関係をいたします地域にお住まいの方々のご同意を前提に、新年度より、安全性を高める措置を更に一層強化した上で、事業を再開することとさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

次に、三点目の「中地区の防風林の保全」でございますが、薬剤樹幹注入と林床の手入れなどに絞るべきとのご意見でございましたが、中地区の防風林を始め、「守るべき松林」から松くい虫被害を防ぐためには、その立地条件や松林の規模等に応じて、適切な予防方策を選択することが重要でございます。

議員ご指摘のように、本数が限定される小規模な松林においては、樹幹注入を中心とした防除方法も考えられますが、中地区の防風林につきましては少し広範囲でございます相当量の本数がございますので、単木の処理で費用や労力のかかる樹幹注入だけでは、松くい虫の被害発生を完全に抑え込むことは困難であると、このように専門家の意見も出ております。

以上の状況から、大径木は、樹幹注入による対策、小径木を含む防風林全体的には薬剤の地上散布による対策と、効果的な防除方法を組合せてまいりますことによりまして、守るべき松林として保全してまいらなくてはならないと考えておりまして、地域の方々のご要請もでございますし、その辺りは十分にご意見を聞きながら今後は去年の例にならないように、安全を期して対策を講じていきたいとこのように考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。ご理解をお願いいたします。

〇7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

今、お答をいただいたのですが、開きがございます。

まず、一番目の空中散布を続けている地域に私は行って見ました。既に、枯れ上がり枝葉が落ちてしまっているもの、これは何年か前に枯れたんでしょね。枯れた枝葉がまだ付いているもの、これは1年か2年前の葉、また、葉が黄色になっているものも目に付きます。これらは、今も空中散布しているけれども今も松枯れが毎年毎年、進行しているということを示していることではないでしょうか。

この空中散布が松枯れを防止するというに効果があるのかどうか、最初に申し上げましたように、本土におけるように、松枯れの空中散布を被害木がなくなったということをやめたところもございます。これは空中散布をしていたけれども松枯れによって松がなくなったということ空中散布をやめたと、そういうことに陥るおそれがあると思います。そのことについて、もう一度お答えを願いたいと思います。

この薬剤について、その危険性が指摘されているということはお存じだと思うのですが、国連の専門組織でありますWHOが出した「国際化学物質安全性カード」というものがありまして、そこに書かれていることは、空中散布・地上散布に使用されたスミパインの主成分であるフェニトロチオン、これはスミパインのカプセルが気温と紫外線によって弾けて空中に拡散されていく、そのときの主成分であるフェニトロチオンということについて述べられていますが、これは重度の海洋汚染物質であるとしております。

そして、重要なデータとして短期暴露の影響という項目の中には、この物質は目、皮膚を刺激する、この物質は神経系に影響を与え、痙攣、呼吸不全を生じることがあり、場合によっては死に至る、コリンエステラーゼ阻害剤。

コリンエステラーゼ阻害剤というのは、神経系に影響してきているということになるわけですが、これらの影響が出た場合には医学的な経過観察が必要であると述べております。そして、物理的性質としては140度から145度で分解するとなっておりますので、自然の状態ではこれは分解しない、いつまでも環境の中に残るということです。そして比重は水よりも重く、水の底に溜まっていくという性質をもっているということです。また、環境に関するデータの中には、水生生物に対して非常に毒性が強い、環境に有害な場合がある、甲殻類・ミツバチへの影響に特に注意するとなっておりますが、最後に人にとって重要な食物連鎖の中で、特に魚類で生物濃縮が起こるとなっております。ですから、食物連鎖の中でその頂点にいる人間は、魚などの魚介類を食べることによって体内に取り込んでしまうという結果を生

むわけです。

この家族が避難して来たときに、中村を出て原田へ向かったときには症状は少し軽くなったようですが、まだ産まれて半年余りの赤ちゃんの症状を見ると非常に強くて、ここに書かれているように目は涙ぐみ、身体を痒がっておられました。こういう強い毒性を持った薬が環境の中にまかれているということについて、私は非常に恐ろしいものを感じますが、町長のご所見を伺いたいと思います。

3 番目の問題ですが、町長も西郷町に勤められたときには林業の方で技術者として入りましたが、よく御存知とは思いますが、隠岐の森林、森には原生林がありません。全て人の手が加わることによって成り立ってきていますし、人が山に入る、そして手入れをする、昔だったら落ち葉を利用したり、肥料としてまた家畜の餌として草を集めて持って帰ることによって守られてきた森であります。このような方法で、森を守るということは今は到底できることではありませんが、どうしても守りたい防風林であれば面積も限られますし、昔のような落ち葉を取り除いたり、いろんな手入れをする、そこに地域の人も関わっていく、森林組合はもちろんです、そういう方向で進めていけばいいのではないかと。あの森は保全できるのではないかと、樹幹注入とそういう林床の手入れとか、いろんな手入れをしていけばこれを守ることができるのではないかと考えますが、人の健康を犠牲にして、お金がかかるから、ということで進めるべきではないと考えますが、いかがでしょう。

○番外（町長 松田和久）

齋藤議員の再質問にお答えをいたしたいと思いますが、先ほども言いましたように該当する地域の皆さんが「やめるべきだ」という方向が出るとするならば、私はそれを押してどうでも守るためにやるという気持ちはありません。

今の散布しているところは、散布をしていれば本当に松は残るのかということ、それも分かりません。本土では、やったけど駄目だった、だからやめたという所も多く聞いております。それは地域とのコンセンサスの中でできたことです。行政が一方的に「もう駄目だからやめた」という形でやめてはないということです。それは、お金もかかるだけでなしに、地域の皆さんが、「もう止まらない、だからやめてしかるべきだ」と。できるだけ人に影響するような猛毒な薬剤は使うべきでないという判断がそこにあったからそうなったと、私は理解しております。3 地区の皆さん方がそういうコンセンサスならば、私はそれを強引に行政力をもって続けるという気持ちはありません。

しかし、中村地区でございますが、説明会を開催し、そして今年春に開催された地区の総

会でも、総会を実施された地区は「守るためにやってほしい」という要望書、改めて継続してほしいという連絡をいただいております。布施は5月だそうで、まだその答えはいただいておりますが、しかし毎年、布施独自でスプリンクラーによって薬剤散布をしているという事実がございます。そういう意味からすると、「もうやめてほしい」ということにはならないと。総会等で意見が出てきて「どうやってもやめるべきだ」ということになれば考えたいと思いますが、そうではございません。残念ながら。じゃあ先は本当に守れるかといったら、私は確約はできませんが、地元とのコンセンサスの中で圧倒的多数でやるべきだという判断が出ておりますことから、今回予算要求をさせていただいたということでございます。

齋藤議員さんのこの問題については、後ほど詳細について松くい虫防除関連の当初予算に出てきますので、その席でいろいろ調査をした所管課長からの説明も聞いていただければと思っておりますので、私の答弁はその程度でひとつ終らせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

二点ほど再々質問をさせていただきます。

地域で行われました意見交換会で、こういうことを述べられた方がおられます。「この会には賛成の方しかいないと思うが反対の方も多くいると思う。今まで自分の記憶の中では、このような説明会が行われた記憶がない。もう少し住民の方に理解をしてもらうには、今後説明会を増やしてほしい。」と言われたこの方の認識を、そういうふうと考えておられるということを取上げていただきたいと思います。

それと、私も松枯れ対策については初期の頃から関わってきました。昭和50年代から始まったと思うのですが、そのころ私も松枯れした木の伐倒駆除のための調査をしてきました。それ以来ずっと松枯れ対策について関わり考えてきたわけでありますが、私もこの何十年間こういうことに関わってきて、本当に無力感に陥っております。どうしたらいいのかと考えております。

そういうことも含めてこれからこの対策をどうしていくのか、いろいろ協議をしながら長い眼で見ていくということも必要ですし、そこらの町長の決意といえますか、ジオパークということもありますので、それも考慮に入れた上で入込み人員の人たちをどう増やしていくかという問題も関わってきますので、そこらのことをご説明願いたいと思います。

○番外（ 町長 松 田 和 久 ）

齋藤議員の再々質問にお答えをいたしたいと思います。

隠岐は隠岐世界ジオパーク、「世界」という冠をいただきました。本当に豊かな自然を後世に残しながら、いつまでもこの島が有人離島として繁栄していく、そしてまた一方ではこの隠岐群島では日本海きっての漁場を控えております。ある意味では大きな天然魚礁でもある、その魚礁群の島々が薬剤で塗れる^{まみ}ようなことはいかがなものかと思ひますし、また長い間、ひとつの業として林業がございましたが、ほとんど離島の林業はお金にならなくて「林あって業なし」と私は申してますが、今そういう中で、「磯焼け対策」、これも人工的に自然をある意味で破壊したことがここにつながっているのではないかと思います。であるとするならば、もう少し昔のように針葉樹と広葉樹が混合するようなかたちにして、そしてフルボ酸鉄がうまく川を通じてうまく海に流れるようなかたちにすれば、あの磯焼けの対策になるのではないかと、このように思ったりもしております。

問題はその地域のコンセンサスでございますが、役場が開催をした会議ではないと思っております。地域の総会で決められて、総会の総意として役場の方に「是非やってほしい」「守ってほしい」という要請をいただきまして、我々の方では「それでは」ということでございます。会議がどういう会議だったかわかりませんが、できるだけ地域のコンセンサス全体として、こうなんだというものをを出していただいた方が私もいいと思ひますが、本当に皆さんが「もう駄目だ、やめるべきだ」ということになれば、私は、「いつまでもこういう形で、なくなるまでやります。」というような話ではないと思っております。コンセンサスがそこにあるならば、手を引くことも含めて考えていくことも勇気ではないかというように思っておりますので、そのことをお伝えして私の答弁を終らせていただきたいと思います。

○議長（石田茂春）

以上で、齋藤幸廣 議員の一般質問を終ります。

ここで、昼食休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 12時07分 ）

○議長（石田茂春）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 13時30分 ）

引き続き、一般質問を行います。

次に、14番：池田信博 議員

○14番（池田信博）

ふるさと納税制度については昨年総括質疑でお伺いしました。今回は一般質問の形で行い

たいと思います。

全国各地の自治体で、独自の方法を駆使して多額の寄付金と特産品等が話題となり、お礼の特産品比でも過熱してテレビ等での紹介も盛んで情報が氾濫しています。テレビ等を見ますと特産品目当ての寄付が多いのが分かります。本町はこれからも今まで実施してきた納税制度を今後も続けていくと答弁されています。

隠岐の島町の活性化策として考えてみてください。1万円の寄付をいただいたら送料込みで半額程度の品物を送る。農・水産業・加工製造製品等を吟味して送ることで、隠岐をPRしていくことにもつながり経済活動も自然と活発になり、活性化が図れる効果は大きいと考えます。

隠岐の島町をPRしていく一つの方法としても期待が大いにできます。民間事業者は競って新商品開発等にも取組んでいく動機づけにもなるのではないかと期待できます。そのことがメディア等でも取上げられるかも知れません。うまく活用して両得になるような制度にしていく価値は十二分にあると思います。効果があるということは疑いもない事実でもあります。他の自治体でやっているようなことを取り入れようとしない本町の考え方が理解できません。

合併をして10年が過ぎました。交付税も減っていきます。少しでも多くの財源が必要なときになぜ積極的に実施していくという選択をしないのか不思議でなりません。お金が要らないということではないと思います。島の活性化のため、隠岐の島町をPRする一つの手段として、寄付金をより多くいただき、効果が期待できる施策を実施していくためにも納税制度を見直すべきだと考えますが町長の考えをお伺いいたします。

○番外（町長 松田和久）

ただ今の、池田信博議員のご質問にお答えいたします。

「ふるさと納税制度について」でございますが、議員仰せのように、ふるさと納税は、町のPR、農林水産業における生産、加工品の販売の強化にもつながってくる、地域活性化につながり一挙両得、そのように認識はいたしているところでございます。私も同じです。

平成27年度税制改正によりまして、ふるさと納税制度が更に拡充され控除限度額も引き上げられる予定になっておりまして使いやすく、利用される方は更に増える可能性もあるといわれております。

また、総務省が実施をいたしました、ふるさと納税に关します調査では、5割程度の市町村、約半分は寄付のお礼として地域の特産品を送ることになっているとも伺っております。

しかしながら、その一方で、特産品等の送付等について過熱するくらいがあるとも言われておりまして、総務省からは全国自治体に対しまして、平成25年9月と昨年1月に特産品の送付については、適切に良識を持って対応することとした旨の通知が行われたところでもございます。

本町では、ふるさと納税で応援して下さった方に対し、お礼として広報紙及び観光カレンダーを送っておりましたが、本年1月から寄付金額に応じまして、隠岐の特産でございます藻塩米・地酒、そして加工品等をお送りするようにしたところでございます。まだスタートしたばかりでございますが、本町の生産品が活用されることで地場産業に活力が生まれ、魅力ある特産品となるように、ふるさと納税の趣旨に沿った形で、総務省の通達にもありますように良識ある判断の範囲内において、取組んでまいりたいとこのように考えまして、当初とは少し、全国の様子を見ながらそういった方向に改正をさせてもらっております。そういうことで、少しまた内容を良くして対応をさせてもらうことに、1月からもう既に始めているところでございます。よろしく申し上げます。

○14番（池田信博）

既に、1月から始めているということではありますが、まだまだ宣伝が足りないということと、きっちりと制度を構築していないというふうに理解しております。

先だって2月20日に隠岐酒造を委員会で視察し、昨年は長浜の方の黒壁に視察に行きました。隠岐酒造の経営者陣と長浜の民間の経営者の違いは、自らが考えて発信しない、隠岐酒造の方にも言いました。議会で乾杯条例を作って1年になる、あなた方は販売店とか旅館業の方、観光協会の方にしっかりとアプローチをしてこの条例を活かすような、清酒がもっともっと売れるようなことをなぜしないんだと。一緒に行った同僚の議員がポスターとかそういうものを販売店等が作って「地酒で乾杯」ということを、もっともっと力を入れてやれというふうに言いました。

そして彼らが言うには、「隣の空き地の方に『道の駅』みたいなものがあればそのようなことも展開していきたい。」それは全て行政に頼ったものの言い方をしている。自分たちでなぜしないんだと、自分たちでやって足りない部分を行政にお願いをするというようなことで指摘といたしますか、意見交換をしてまいりました。

午前中の議員が、スピード感がないと言いました。今の1月からやっていることも、1万円を寄付してくれたら、こういうものがあるんだと、お礼に送るんだということをPRしてやるべきだと思います。事業についても金がないからできないと言っておきながらまだまだ消

極的、数字を見ますと26年300数十万しかない。全国の他の自治体を見てください、話題になっているところを。島根県でも浜田市、品物がない状態になっているではないですか。そのくらいしなかったら島の活性化、産業の活性化は図れないと私は思います。

町長・副町長・教育長が報酬を減額しているということで大変結構なことだと一部では言うかも知れない、私はそのようなことはする必要はないと思っている一人であります。なぜなら、それに見合う仕事をしていただきたい。そのようなことも金に色がついているわけではありません。一つひとつできることからやるということで、今全国の約5割の地域でそうしているのと先ほどの答弁でおっしゃいました。本町も積極的に取り入れて、PRもしながらやるお考えはございませんか。

○番外（町長 松田和久）

ご指摘をいただきましたが、私は給与カットをされているから、それに見合う仕事でいいと思っておりますし、できる限り精一杯やっているつもりではありますが、そういう具合に見られるとするならば更に奮起をしていきたいと思っております。

大阪、あるいは東京での隠岐人会、そういうところでもこの「ふるさと納税」についてのお願いも今まで再三してきておりますし、また今後更にこうやっていくんだということでは是非ご理解をいただきたいというお願いもしております、かといって強制できるものでもありませんし、できるだけ地元のためにお力添えをできないかということも随所に折り混ぜておりますので、決してほったらかしにしているわけではありません。

また、スピード感のことを言われるかも知れませんが、今聞きますと品物等を写真等で紹介するようにこれまで準備をいたしまして、そして寄付者の方々に選択をしていただく、今、丁度ホームページを改修中のごさいます、新しいホームページと同時に対応できるように作業中ということでございます。なぜそれをやるなら12月中にやって、1月スタートしてすぐに出せばいいじゃないかということになるかも知れませんが、それについては今準備をさせてもらっているということでご理解を賜りたいと思います。

○14番（池田信博）

私は給与カットをしているからそれに見合う仕事でいい、と言っているわけではないのです。御三方が給与カットした、そういうことはしなくても今の制度を拡充してもっともっとPRしていったらすぐに出てくるという意味で言ったのです。

先だって、竹島の日に私の同級生も含めて友人がアワビのツアーで帰ってきました。彼らが言うには、テレビを見て「何で隠岐はいいものがあるのに」と。

スピード感があるないに関わらず、やることはやるということですので、しっかりPRできるかたちでやっていただきたいというふうに思います。今そういうふうに検討しておられるのでしたら情報を適宜に提供して、一緒にどういうふうにしてやったらいいんだということも協議させていただきたい。そして、事業者にもそのことについて、しっかりものを言っていきたいというふうに思います。

情報の提供が議会側だけではなしに、行政から事業者に対しての情報の提供も少し遅いと思います。内容も乏しいです。ただそのようなことをやっていただきたいということで、今一度お考えをお伺いします。

○番外（町長 松田和久）

この質問に関する再々質問についてお答えをいたしたいと思います。

例えばということで「乾杯条例」の話もありましたが、私は亡くなった澄田前知事さんの時代に時々宴席で一緒になりましたが、「松田町長は自分と一緒に日本酒も強い。」ということで、「自分は島根県の日本酒で乾杯推進関係の役員を受けた、あんた隠岐の島の代表をやってくれ。」ということで、知事さんが酒販組合に秘書を通じてお願いをして私のところにその“カード”が届きました。それ以来、私は日本酒、地酒で乾杯ということで町内、また松江でも私が“乾杯”するときには全てを日本酒にさせてもらってまいりました。

その後、日本酒で乾杯する条例ができたのですが、日本酒があるのにビールが飲みやすいという方もおられるかも知れませんが、私は今まで飲んでいたビールを一切止めて、地酒で少しでも協力をしてあげるべきだということで、あまり多くは飲まないかも知れませんが今だにそれは続けているつもりです。

そういうことで、組合といいますか酒屋さんの方からも大変喜ばれておりますし、地元の飲食店関係の方々からも、そうやってもらおうと非常に助かるという意見は聞いておまして、結構そういったことでの協調関係はやっておまして、情報はそれなりに出しているつもりではありますが、更に、それが今少し弱いと、もう少し行政側からもこういうものを作ったしこうこうでやろうと呼びかけをすべきだということについては、改めて今日を境に、職員みんな聞いてますから、そういう方向で対応させていきたいと。日本酒だけでなく、全てのことについてやりたいと思います。

特に午前中でも再三申し上げますように、今後の「地方版総合戦略」の中では、まさに地域も企業も一緒になってやらなくてはならんということですので、そういう対応を今後させていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○14番（池田信博）

それでは、次の質問にいきたいと思います。

事業の実施計画は、事前説明も含め議会には詳細に説明をしてこられたらと思っています。以前もあったかと思いますが、最近では説明不足というよりも全く説明が行き届いていないと受け取られても仕方がない事例がたくさん目につきます。

布施地区にある休憩施設の改修事業の説明において、壁・サッシ等を取り除き屋根を修理して東屋として利用できる施設に改修すると説明し、計画に理解を求めてきました。現地に出かける機会があったので行って見てみると、素人目にも計画にあるような改修を進めても将来の維持管理はどうするのか、あるいは建物自体数十年も経過したものが今後台風等の大時化の時、どのような状況に陥るかなど予想のつかないような被害が想定され、事業計画の見直しが必要であると判断をしたところであります。

また、本町の事業ではなく広域連合が実施している新消防庁舎建設事業においても同様と思われるような事例があります。

島内産木材の利活用について、積極的に推進していくことには大いに賛成するものでありますし、島内産木材を使用することによって補助金を支給することは大変結構な制度であると思っております。

しかし、この度の隠岐島消防本部庁舎建設に当たっては建設予定地取得問題から様々な問題が生じております。広域連合議会で議決され庁舎建設工事も間もなく完成する予定です。島内産木材を使用しての木質化事業については慎重に協議をするべきであったのではないかと思います。事業の詳細について議会に対して説明はなかったと私は思っております。県からの要請で進めることに異論はないが事業内容については議論をすることは必要であったと考えております。場所によって島内産材を使用するにはいったん島外に送り加工をしなければ使用する事はできない。平米数千円程度の材料を加工するのに2万数千円必要となる。病院の例を見ると約2倍強加工賃がいるということで、島内事業所には僅かなお金しか落ちずに島外に大きなお金が出てしまう、これが地域の活性化なのでしょうか。

今、議会も説明が全くなっていないと考えられる事業が提案されようとしています。いや、もうされました。

事業計画の詳細説明手法を丁寧で誤解を招かないようにするための改善方法を構築すべきと考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。

○番外（町長 松田和久）

池田議員の分割質問二点目の「議会に対する事業計画の説明責任について」のご質問がございました。

まず、「事業計画の説明のあり方について」でございますが、事業計画につきましては、できる限り早い機会に適切に詳細を説明するよう努め、決して議会をおざなりにするものでなく、昨日もちよっとそういうことを言われましたが、議会を冒^{ぼうとく}瀆したり軽視したりということは全く考えていないのですが、そういうご指摘をいただき誠に残念に思っております。

情報をお互いに共有するように、課長会におきましては、このことについては、時期を逸すると出したが出したにならないと再三申し上げて、お願いしたり指示をしたりしております。議会对応を最優先ということ、議会とも確認を行っているところでございます。それが思うようにいっていないと言うならば、事業個々一つひとつについてチェックをして確認をしていかないと、うまくいかないのかと思ったりも私はしております。

また、「計画の詳細説明手法が誤解を招かないようにするための改善方法について」のご質問でございますが、事業計画案及び予算案は、所管課長は説明責任を十分に認識し、その意識を強く持つよう指示することに併せ、各事業計画の熟度と議会説明時期等のスケジュール作り等を行い、重要案件については速やかに議会報告するよう取組んでまいらなくてはならないかと考えたりもいたしております。

新年度当初予算に計上しております竹島関係の資料収集のための拠点施設建設につきましては、事業の進捗状況を随時今後は報告させながら進めさせていくしかない、このように考えておりますので、今更、これをどうこう言ってもしかたがありませんが、ご指摘をこういう形で受けるのはやぶさかではありません。全くいいことではありませんし、何をしているかなという感じがしてなりません。今後は十分に徹底をさせたいと思っておりますし、こういったことが「一般質問」であがってくる事態、私は本当に残念に思っております。政策論争で、言うならいいが、これは政策論争ではなく基本的な問題だと思っておりますので、これについては、今後は速やかに改善をさせるように総務課長にも十分に話をして対応をさせたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○14番（池田信博）

誰も「一般質問」でしたくてしているわけではありません。

昨日の特別委員会で、町長は「端的に言うと白紙に戻して、一から計画をしっかりと練り直して、説明をしてやる、協議してやる」ということをおっしゃいました。そうするために質問しているわけです。

町長は、先ほども説明の機会ごとに課長会で言ったと、指示をしたということをおられますが、実際問題として全てがそうではないかも知れませんが、実践できてない部分があります。そのことが現在に至っている、問題を起こしているわけですよ。そういうように誤解されるようになっていくと私は思っております。

課長が全て町長の指示通りに行動して、議会に対してもそういうふうに説明をしておるならこのようなことにはなっていないと思いますよ。だからその点については、私が少なくともそういうふう感じておりますので質問させていただいているわけで、こういう形で質問するのはいかがなものかと自分でも思いながら、これをつくったわけでありまして。

そのことについてもう一度、町長のお考えを聞かせてください。

○番外（町長 松田和久）

再質問にお答えをいたしたいと思いますが、皆さんももう長い間、私とは付き合っていたいておりますのでご承知かと思いますが、私は良きにつけ悪きにつけ物事を隠す性格ではないと私自身は思っております。それを隠したところで隠せるものでもない、ですから全てを赤裸々に申し上げた上でいろいろ進めていけばいい、という考え方で課長方もみんな知っているはずだと思います。

ただ問題は、悪気があってではなく出すタイミングが少しズレてしまったということは、それは今から先もあるかと思えます。それは人間がやることです。であつても後でその説明をすれば「ああ、なるほど」ということが分かる範囲内で説明がちゃんとできる、資料の提出ができる。そういったことには、更にこのあと課長会を開かせてもらって周知の徹底を図っていきながら、こういったことにならないように注意をさせたいと思えます。そういうことでひとつ、ご理解をいただきたいと思えます。

○14番（池田信博）

最後に、質問と受け取られてもいいわけですが、今回の消防署の島内産木材のことなんです、土地の購入からいろんな問題があつてなかなかスムーズに進まなかったということで、私は最近になって加工のことを聞いたわけなんです。それで資料もいろいろ見させてもらいました。ここに謳っているようなことにはなっていないのですよね。

消防庁舎というのは公共の建物でありながら、誰もが利用するというような建物でないということで、特に島内産木材にしなければならないというようなことではないわけなんです。病院なんかと違って。そのようなことを事前に聞いておれば少しは協議して、なったかも知れないし、あるいはそういうことにならなかったかも知れない、消防庁舎のことに関しては。

広域に出ている、ここで質問するのはいかがなものかと思うが、そのようなことも現実として起こっているわけです。今、平米数千円のもの島外で1万幾らの加工をして、それをまた送り返してもらうというようなことになっておりますので、直接的な質問とは違いますが、そのようなことについても丁寧な説明をしていただいて、場所は違う議会であっても議論ができるようにしていただきたいということを申し上げて質問を終わります。

○議長（石田茂春）

以上で、池田信博 議員の一般質問を終わります。

次に、5番：前田芳樹 議員

○5番（前田芳樹）

それでは早速、質問に入らせていただきます。

まず一点目、人口減少に歯止めをかけるための施策について伺います。

ピラミッド型の人口構成と生産年齢層の人口増加が理想でございますが、それにはまず、安定雇用ができて多くの若年層が働ける新たな大規模事業所の設置しか課題解決への糸口はないのではないかという点についてです。

島の人口構成は、既に吊り鐘型を乗り越えて逆ピラミッド型になりつつあります。早く対策を講じなければ急激に様々な弊害が発生してきて、やがて社会的機能が寸断されていきます。離島だから自治体消滅までには至らないだろうなどと安穩としてはおられません。大きな危機感を持って人口減少に歯止めをかけ得るような施策の立案・展開が求められるのは言うまでもございません。

それには、まず安定雇用ができて多くの若年層が安心して働ける大規模な事業所の設置しか課題解決への糸口はないのではないかと思います。過去には全国的に三セク方式で多くの事業体が形成されましたが、ことごとく破綻したり苦い経験がありますが、その反省と注意を払いながら、島内の民間に活力のない今は、形を工夫して行政主導で働く場所づくりとして事業所設置に取り組むしかないのではないのでしょうか。

平成26年度には、100人程度が働けると私が申し上げましたが大規模な水産物加工場の設置に調査費を計上して具体的な検討を開始することになっていました。それについて何をどのように調査して、その後の展開はどのような状況でございましょうか。

実行委員会を開設して1回目の委員会を既に開き、平成27年度には加速をするための委員会開催費用を少し計上されておりますが、総じて遅々としているのではないかと感じます。

最近では、総務省の管轄で地方の地域おこしで特異な企画があれば大きく支援をするなど

との報道にいとまがございませんが、そういう中で「島根型6次産業ステップアップ事業」のプレゼンで本町の「水産加工品の開発と加工場整備」の事業計画が採択されて、島根県が重点的に支援をしてくれるとなっていました。その後の支援状況に進展はあったのでごさいますでしょうか。

境港の大手加工業者・日本の大手水産業者・大手輸出商社等と提携協議もしてみるべきではないかと思ひます。人口減少に歯止めをかけるには時間的余裕はもうありません。小規模な加工場を設置しても大きな効果は期待できません。とにかくも大勢の人々が安心して働ける大規模な加工場を早く立案・設置してはどうでしょうか。その点、お伺ひします。

そして2項目ですが、島内の雇用環境も臨時職などの非正規雇用が増加傾向で不安定化しているように感じます。人々が安心して働き将来の生活設計ができるような雇用環境への改善を誘導するような施策が必要ではないか、という点です。

この近年、臨時職・パート・有期雇用の求人広告を目にすることが増えてきたように感じます。部分的にはこのような雇用形態に都合良く合致する人もおられるでしょうが、総体的には島内の雇用状態が悪化し、社会基盤の弱体化が進んでいるのではないかと思ひます。

労働力の流動化で経済活性化につなげるなどというアメリカンナイズの雇用形態は、離島の社会には特にそぐわないように感じます。

平成25年度の総務省の労働力調査では、国内の雇用者総数5,201万人の内の36.7パーセントに当たる1,906万人にまでも非正規雇用労働者が増加していると言ひています。更には、人口補充を担う15歳から44歳までの若中年層で非正規の88.7パーセントを占めているとも言ひておひります。

非正規雇用には、雇用が不安定、賃金が低い、研修機会などの能力開発機会が乏しい、健康保険や年金などのセーフティネットが不十分等の大きな課題があります。年収300万円に満たない低賃金で社会保険料も払えず結婚もできない人が増加しているともいひます。経済のグローバル化でそうならざるを得なかったという論理も聞きますが、だからといって放置していいはずはございません。例にもれず島内の雇用状態も同様に悪化してきていると感じます。生身の人間から労働力のみを1年間などと期間限定で切り売りさせるようなことは抑制しなければ社会基盤の弱体化を招きます。

勿論、労働法の許容範囲ならばいたしかたないとか、民事不介入だとか、既に本町では新規学卒者の雇用などには雇用主への5年間人件費補助金給付制度を設けて施行しているとならるでしょうが、これで十分ではないので今一段と対応策を練っていかないことには島内の社

会基盤の弱体化と人口減少傾向、これには歯止めはかからないと思います。

そこで、雇用の不安定化を抑制するために、まず、役場の臨時職員の正職員化、これは1年ごとの臨時的定期雇用をできるだけやめて雇用不安を解消してやることですが、率先垂範して民間に派生させるとか、誰もが結婚ができて子どもを産み育てることができて、将来の生活設計ができるような雇用環境に誘導していくような政策施行が島のこれからのために必要ではないでしょうかと思いますが、この二点について町長の見解をお伺いいたします。

○番外（町長 松田和久）

前田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、「人口減少に歯止めをかけるための施策について」ということで、一点目が大規模事業所・水産物加工場の設置についての件の質問でございましたが、前田議員より昨年6月定例会で同様のご質問をいただきまして説明させていただいたかと思いますが、今回は、その後の進捗状況についてお答えをさせていただきたいと思います。

水産加工場の整備に向けての取組みにつきましては、「島根型6次産業ステップアップ事業」というのがございますがこれを活用して、水産加工場を整備する場合の規模や採算性、市場調査など、事業性の総合的な分析調査を行っているところでございまして、報告書が取りまとめられ次第、あらためてご報告をさせていただきたいと思っております。

また、昨年末より、島内の巻き網漁業者の方々や本土の大手水産業者との話し合いの場を積極的に設けさせていただいておりまして、水産加工場を整備することになった場合の原材料供給や販路先の確保について、協力を、要請を今しているところでございます。

議会初日の施政方針で申し上げましたが、水産加工場の整備につきましては、本町の重要案件と位置づけておりまして、新年度では、本年度行いました分析調査の結果を基にいたしながら、漁業関係者の皆様方を交え、施設の整備方法や運営事業者など、更に踏み込んだ検討を行い、事業実施に是非つなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、二点目の「雇用環境について」のご質問でございました。

議員仰せのとおり誰もが結婚をし、子どもを産み育てる、将来の生活設計ができるような雇用環境は、本町の将来のためには不可欠なもので大前提であると、このように私も人口問題については考えております。

本町の新卒生徒を対象とした求人状況は、雇用事業者への補助金効果もあり、ここ数年来、飛躍的に向上してきております。一方で、町内各業種、業界における人手不足も深刻な問題

となっております、UI ターンの促進などによる即戦力の正規雇用労働者の確保に向け、官民が一体となった取組みを実施してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○5番（前田 芳 樹）

一点のみ少し再質問をさせていただきます。

「正規雇用労働者の確保に向け、官民が一体となり取組みを実施してまいります。」という部分は適格な答弁だと思います。ただ、役場の臨時職員の正職員化の部分には触れられておりませんので、この点についてちょっとだけ伺いたい。

平成17年合併時に正職員320人と臨職の方が、現在正職員229人で臨時職員が88人となっていたと思うのですが、正職員を90人減らして財政再建の一助にしたということは分かるのですが、ここで臨時職員を増加させているのではないかと感じるのですが、臨時職員がいなければ業務運営が消化できないところまできているのではないのでしょうかと感じます。

年収230万円という低賃金の役場の臨時職員を、率先垂範して正職員化して改善していくことが官民一体と言える状態ではないと感じますが、この部分での雇用改善に、民間に先んじて取組むお考えはもてないのでしょうか、という点について町長にお伺いしたいと思います。

○番外（町長 松田 和久）

再質問にお答えをいたします。

役場職員の臨時職員を正規職員にしてということですが、数字のとらまえ方が我々と違っていると思いますが、合併をいたしましたときには確か349人だったと思います。今、正規職員は260人ちょっとだと思います。

これは、行財政改革第1次、第2次のとおり、例えば10人退職すれば5人とるとか、4人とるとか、ということで10年間やってきまして現在がそのぐらいに減ってきております。実は、第3次の行財政改革に入ったわけですが、再三言いますように、合併をして26年度までの10年間は旧4か町村があったと仮定して交付税が算出されて、その合算額でみてもらっていた、本当の計算は14,900人の人口をもつ一つの隠岐の島町としての計算をして出した金額に、今までの計算をすると更にその積上げ分があるわけですから特別枠の分が、そのものが大きく5年間をかけて新年度から下がってくるということになっておりました。

ですから我々は、今の状態でも「やっそこさ」ですから、そうなってくると交付税が十数億下がってくる、そうすると今税収が14億あるかないかの状況です。町税がなくなるぐらいな、もっとそれ以上の交付税が減ることになると、とてもじゃないがまた行革をや

って職員を減らさない限りはとても無理だという状況であります。

ここにきて、その特別分の、加算分の7割を、とは言っても合併した町村はやれんということから7割分は補償して3割分だけを、これから5年間かけて少しカットしていくということになりまして、少しは楽にみえてますが、それでも交付税が下がってくるということになります。

そういうことですので、更に行革をして職員を減らしていかななくてはならないということでございます。できるだけ臨時職員は、例えば保育士のようにその年、その年の子どもさんに応じて定数が変わってまいります。その穴埋め部分として短期で雇用していると。決してそのことはいいことではありませんが、そういうかたちで対応させてもらっておりますので、今その臨時職員を全部雇用するということにはなりません。

そういうことで、バブル崩壊以降、島内の企業、特に全国離島がそうですが一度不景気が入り込むと景気がよくなならない、不景気が抜けきらないというのが離島の大きな特徴だと思います。そういう中で未だに、バブル崩壊以降、企業は大変な経営を強いられている、そこで内部留保金もほとんど使い切ってしまうというのも現状というように話も伺っております。新たな先行投資をしてという会社は少ないといわれています。

この前も言いましたように、少し財政状況はそれでも持ち直してまいりましたので、では町が地域に代わってそういうものをつくる、しかし今度は、企業がそれを受けてやる気のあるところが対応してもらって雇用の確保につなげていきたいと考えているところであります。

そういう中で問題になるのは、公共事業がぐっと減ってきております。やっぱり企業だけには責任はないと思います。これをもういっぺん、公共事業を拡大していかなければならない。私は、その公共事業を拡大する方策にもっと多面的に海を活用した事業を拡大していく、そして、海の関係の業界は十分に雇用が確保できるぐらいやってもらう。そのことが特に国境地域の環境を守ることだということを国に訴えておりまして、内陸部はこれ以上、高速道路つくるわけにはいきませんし、そうなってくると今ある事業のリニューアル、社会資本整備を耐震構造も含めて、そういう事業を確保しながら仕事をつくる、そして仕事をつくりながら企業に頑張ってもらって、今日の話じゃありませんが給与を底上げしてもらうようなかたちの中で行政と一緒にあって、雇用の拡大、UIターンに努めていくということから、役場だけでも地域だけでも駄目だと、一緒になってやっぺいというのはいかならないと、今考えているということでご理解を賜りたいと思います。

交付税の7割については、そういう試算で今計算されつつあるということで、まだ最終決

定はなされていないということです。是非、町村会としてもそういう要望をしておりますので、そうなるまで要望を続けてまいりたいと考えております。まだ決定はなされていないということです。

○5番（前田芳樹）

短くという言葉をお忘れしておりましたので、大変丁寧な答弁をいただきましてありがとうございました。ただ、臨時職員の増加という問題については、次の機会にいたしまして、次の質問にまいります。

二点目ですが、荒廃した森林を回復するための林道網の整備についてでございます。

現在、開設1路線、中断2路線、新規開設計画はなしの状況でございますが、既設の林道網の密度には地域差とムラがあります。荒廃した森林の回復施工、木材搬出路としての林道網の整備はまだまだ長期計画的に進めるべきではないか、という点についてお伺いします。

現在、ペレット製造工場の新設とストーブ普及事業が具体化しつつありますが、その原材料になるのが製材工場の端材と間伐材といわれておりますが、戦後に植林した松・杉の森林蓄積量は膨大で原材料には事欠かないと言っております。

しかし、機械作業で搬出するには林道網が不足していて、机上の計算通りにはコンスタントに材料搬出ができるかどうか疑問があります。当時の植林は山道をたどって人海戦術で植林されたものでございますから、運搬車や搬出機械の進入路がない場所が多いのです。既に本土の木材チップ製造工場では、同様の原因で原材料の搬出が想定通りにできずに操業に支障をきたしたというところもあるそうです。これまでの杉林の間伐と松くい虫伐倒駆除は林道沿いの箇所がよくなされておりますが、林道のない広大な区域は手をつけられていないところがあります。

標高の高い松枯れで荒廃した山林を施工、更新するには、まず林業作業道が必要であって、既設の林道の保守管理ばかりでいいはずがございません。空白域がないように基幹林道から派生するような林業作業道を、全島を網羅して整備する必要があるだろうと思います。

既設の林道網の密度は、島根県下の整備率よりも本町は既に高く、もう林道開設はしなくても良いかのようには聞きますが、山林面積を林道延長で割り算しただけのこの平均密度には表面に出てこない歪みがあるだろうと思います。早くから林業の盛んな地域では谷々に舗装された立派な林道が整備されておりますが、そうでなかった地区においては基幹林道が1本通っただけで運搬車の近づけない空白域がまだたくさんあるようにみえます。

中断2路線では、後岳林道と林道タワギ線に関しては、これまでの答弁では再開するとい

うことがございましたが、未だに実施はされておられません。2路線とも沿線の末端部で松枯れが大きく進んでおまして、荒廃しているが通り抜けができなくてこの回復作業ができない状態にあります。どちらもあと少しの区間を接続すれば済むことでございますけれども、これまでの多大な投資を無駄にしないために、残りを区間短縮してでも接続すれば効果が期待できるわけですので、是非これを施工するべきではなかろうかと思えます。

いずれにしても、荒廃した森林を回復させるには高性能機械を揃えても、林道網の整備がされていなければ始まりません。基幹林道から派生する林業作業道の整備を長期計画的に進めることがまだまだ必要ではないでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

○番外（町長 松田和久）

前田議員の分割質問二点目、「荒廃した森林を回復するための林道網の整備について」のご質問をいただきました。

このご質問につきましても、前田議員より昨年12月定例会で同様のご質問をいただいたところでございますが、林道網の整備につきましては、本町の林業振興を推進してまいりますために必要不可欠であるとの認識は、いささかも変わってはおりません。議員ご案内のとおりであります。

今後は、平成24年に策定いたしました本町の「森林整備計画」に盛り込まれております「林業専用道」の整備につきまして、他の施策との優先順位や、あるいは林業関係者のご意見をお伺いいたしながら、急がれる路線につきましては事業を実施してまいるように調整してまいりますと、このように考えております。

また、各林業事業者の方々が林業経営計画に基づきまして、間伐等の施業を実施する際に、高性能機械を使用するために必要となります作業道につきましては、「森林整備地域活動支援交付金」を活用させていただきまして、作業道の整備に要する費用の一部を、今、支援しているところでございますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○5番（前田芳樹）

終わります。

○議長（石田茂春）

以上で、前田芳樹議員の一般質問を終わります。

ただ今から、14時45分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣告 14時32分）

○議長（石田茂春）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 14時45分)

引き続き、一般質問を行います。

次に、3番：安部大助 議員

○3番（安部大助）

それでは、通告いたしましたとおり「行政運営の取組みについて」質問をさせていただきます。

まず、最初に「今後の行政運営」について、町長の考えをお伺いします。

町長の施政方針にもありましたように、国では「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、やる気のある地域や町村には積極的に支援をしていくという方針が打ち出されました。そのため各自治体のやる気や力量が、今後問われることとなります。

このような中、本町においては少子高齢者社会、観光産業や農林水産業の低迷など、多くの課題が山積しております。

また、財政面においても交付税の減額、社会保障経費の増加も予測される中、地域社会の安定と発展、住民が満足する行政運営が求められることとなります。

そこで今までの様々な事業の実施において、住民ニーズをしっかりと把握して執行してきたのか、政策や施策、事業の立案段階で住民参加のもと進められてきたのかなどを評価すると、全てがそうであったかは疑問に思われます。

そのような現状を踏まえ、今後は、サービス提供の基本的な考え方、それを実現するための仕組み、そしてサービスの評価、その評価に基づく改善策までを一連のプロセスとし、すべてのサービスにおいて住民から、必要とされるサービスを提供するといった「住民基点」の発想をより一層徹底させていく必要があります。

そのためにも、午前中に先輩議員が質問された、民間企業において取り入れられている「マネジメントシステム」、P・D・C・Aサイクルを活用し、目的重視、住民重視、成果重視に基づいた「経営型」行政運営への転換を図ることが重要であると思います。

そこで町長にお伺いします。自治体経営についてどう認識し、今後の行政運営について、どのように進めていくお考えなのかお聞かせください。

次に、「行政経営計画」の策定について町長の考えをお伺いします。

近年、多くの自治体で財政危機が発生し、行財政の減量化や効率化を目的とした行財政改革を行ってきました。しかし、一律削減の手法である行財政改革にも限界が生じてきたため、

今では限られた経営資源を有効活用するため、優先的に取組む事業を明らかにし、経営資源をその事業に集中させるといった「選択と集中」の手法に転換がされております。

そして、質の高い住民サービス提供、住民が必要としているサービス提供を推進していくため、多くの自治体が「行政経営計画」を策定しております。

例えば、福島県南相馬市の「行政経営計画」では「市民・成果・目的重視の視点に立った行政経営」を基本理念としております。

そして、基本目標として質の高い行政サービス、市民納得度の向上、市民の協働の推進の3つを挙げております。

これらの目標のもと、今までの計画どおり執行されたかが評価基準とされていた管理型行政運営から、いかに市民ニーズに適合するサービスを提供できたかが重視される経営型行政運営への転換を図っております。

私は、今後ますます成果を求められる行政運営のあり方を考えると、本町においても「行政経営計画」を策定し、私たち議会も含めた公共組織全体で自治体のマーケティング戦略の意識を共有していくことが必要であると思います。

そこで、この「行政経営計画の策定」の必要性について町長のお考えをお聞かせください。

○番外（町長 松田和久）

只今の安部大助議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

一点目の「自治体運営についてどう認識し、今後の行政運営の取組みについてどのように進めていく考えか」についてのご質問だったかと思いますが、施政方針でも申し述べましたように、総合振興計画の基本目標を実現するために本町において、今何が必要か、何をなすべきかを絶えず考え、現場主義、即刻主義に徹し、町の特性を活かしながら、町民の皆様方と総力を結集し、地域課題の解決に向け取組んでまいり所存でございます。

午前中の議論もありましたが、特に最近が高齢化比率が一挙にあがってきております。そういう中では、現場を見ただけではなかなか納得していたださらない、それこそスピード感があると言いながないじゃないかと指摘されておりますが、職員にはスピード感をもって対応する、場合によっては、見るまでもなくそうなんだと思われるぶんについては、もう町長になったつもりでやってくれ、場合によっては、それがおかしかったら私が責任をとると、そこまで言って職員には叱咤激励をさせてもらってますが、そういうことで地域課題の解決に向けて引き続き取組んでいくということが、今後の行政運営の取組みということではないかというように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

二点目の「行政経営計画の策定の必要性について」でございますが、近年、地方自治体においてこの計画策定のことに取り上げられるようになりまして、内容につきましては、将来の財政指標を睨みながら、総合振興計画の実現のために策定される計画だと、このように位置づけ、理解をさせていただいております。

本町におきましては、行政を経営するという新たな視点に立ちまして、行政サービスの効率的、効果的な提供が可能となる仕組みづくりを行い、また、新たな仕組みが整備されましても、職員の意識が従来と同じ状況では、せっかく作り上げたしくみも機能しない、十分な効果が期待できないということにもつながってまいりますので、職員の意識改革についても対応するように、現在、第3次の行財政改革大綱の策定に取り組んでおります。この大綱が、行政経営計画に代わるものであると、このように私は理解しております。

先ほども議論がございましたが、地方交付税の一本算定による配分がもう近くなっております。更に行財政改革を進めなければならない状況にあることは論をまちません。以前から申し上げているとおりでございまして、今回の大綱につきましては、まさにスクラップ&ビルドが必要であるとおのうに考えております。

昨年、7月から隠岐の島町の行財政改革推進審議会を既に立ち上げておりまして、第3次の行財政改革大綱の素案策定につきまして諮問をし、本年1月30日に答申をいただいております。現在、行革本部会におきまして更に検討を進めております。

今後、大綱に併せ実施計画を策定をいたし、6月議会定例会で報告をさせていただき、取り組みを始めてまいらなければならないと、このように考えております。

「行政経営計画」あるいは「行財政改革大綱」呼び方は少し違いますが、厳しい財政状況の中で、効果的・効率的な行政執行を進め、総合振興計画の実現に向けた指針であることに違いないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○3番（安部大助）

今、答弁をいただきましたが、再質問をさせていただきます。

答弁の中で、町長が考えておられる行政の経営のあり方というのが、私の捉え方として住民重視、目的重視、その成果重視と捉えたのですが、そして「仕組み」に関しては、私が提案させていただいた「経営計画」「行政経営計画」ではなくて、今の「総合振興計画」あるいは「行財政改革大綱」を利用していくという考えだと思っておりますが、今の現状、住民ニーズに合ったサービスが行われていない現状を私は非常に残念と思っており、この頃の事業に関してはそれがちょっと多いなと思っております。

総合振興計画は、私も見させてもらったのですが、事業とか目標、あるいは方針、これに関しては私も必要なことばかりだと思うのですが、これを進める上での姿勢、そして住民と一緒に、住民と協働でという施政方針があります。

そこが今、本町において欠けている部分だと思っております、よく町長が「計画は作っても、それが機能しないと、ただ作っただけで終わってしまう。」と言われますが、この総合振興計画に関しても約7年経っておりますが、機能がしっかりなされていない、弱ってきているのではないかという認識を私は覚えております。

その振興計画と行財政改革、行財政改革に関しては住民ニーズ、あるいは成果・効果、そういうものは、効果と効率的なものは入っていると思うのですが、住民の方々とどういった協働、そういったものに関しては行財政改革の中では少し薄いなあとと思っております、行政を運営していく姿勢とか目標を、この2つの計画に当てはめるのは、私は、少し無理があるのではと思っております。無理がある中で、今後、住民の考え方をしっかりと把握して事業を展開するためには、新たな計画それが「行政経営計画」でありまして、私は作る必要があると思っております。

先ほども、町長の答弁の中に職員の意識改革についても、今後の第3次行財政改革で対応していくと言われましたが、私は今の行財政改革大綱はあくまでも総合振興計画をしっかりと進めるために財源をスリム化したり、あるいは事業をより効率化したりするための目標であって、そこに職員の意識改革を当てはめると、最初の質問で言わせていただいたのですが、その評価の重点が目標のサービスを実現して評価されるという、今までどおりの従来のシステムになっていくと思うのです。

しかし、行政経営計画に関しては、最初の目標のスタートがどれだけ住民が必要としているサービスを提供できているか、ここが評価基準になる。

ですから、私はこの職員の意識改革も含めて、目標を作って実行して終ってそれが評価ができたのか、少ない経費でできたのか、そういう評価もしたと思うのですが、かたや、それが本当に住民の方々が求められているサービスをしっかりとしてきたのか、という評価も今後は必要であると思います。それが、今の総合振興計画と行財政改革大綱の中では少し薄いように思われますので、新たに仕組みづくりとして行政経営計画をしっかりと作って行って町長のリーダーシップをそこに出して、この庁舎内・議会・公共組織に対してもしっかりと意識づけをしていく必要があると思っておりますが、再度、そのへんの仕組みづくりについて町長のお考えをお聞かせください。

○番外（町長 松田和久）

安部議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

まず総合振興計画、これは住民の皆さんの意向を十分に吸収して、そして総合振興計画の基本構想、基本計画というものを作ります。それが、私が運営する「隠岐の島町丸」、船で言う。こういう羅針盤でこっち向けて行けよ、というものです。これについては、町長がいくら変っても「その方向はその中でやれ」ということ、いわゆる基本構想です。

これは国が第4次・第5次をつくるように、決められた方向で決めていくのです。この船は四国に向かうのか韓国に向かうのか、その方向性を大きく決めるのが「基本構想」・「基本計画」で、それが総合振興計画です。

そして、その部分は住民の代表であります議会の議決を経て示されるわけです。ですからそれは、きちっと住民の皆さまの意向を大切にできたものだという位置づけです。今回の分は去年5年間の計画ができましたが、それが年度別実施計画です。それを受けて住民の皆さんのいろいろな社会現象を見ながら作られたものです。これは年度別にローリングしていくわけですから変えていくことができるわけです。

そういった中で、今回そういったものをもう一度チェックする、スクラップ&ビルドでやっていく。その中に、もういっぺん地域も入り、議会も企業も入り、みんなでできる目標を定めていく、そして地域をどうやって自立させていくか、そして雇用の拡大を生んで、そしてここに人口をどうやって確保していくかという「総合計画」を「総合戦略」というかたちで策定するということが今なっているわけであります。

ですから、今少し住民の意向に沿うものではないような気がするとおっしゃいましたが、私たちはそのところを十分に配慮しながら、住民の意向に沿ったかたちで町政を運営させてもらっていると理解をして今進めさせているところでございます。

○3番（安部大助）

私のちょっと言葉足らずというか、総合振興計画を作った時点では住民の方も一緒になって審議会も作られております。ところが、一つひとつの事業を見たときに、サービスが本当に住民の方が求めているサービスなのか。そういった住民の方々の意見をしっかり聞いているのかという評価をすると、今現在ではそういったサービスが全部ではないですが、やはり住民を起点とするサービスを基本としている総合振興計画であります。今現在を評価した場合に少し住民と行政といいますか、この公共組織、サービスに関して少し溝があるのではと、私は今の現状を言っております。

今後、これは27年度で一応、総合振興計画はまだ更新となると思うのですが、この総合振興計画の中を見ると例えば、「住民の方々と一緒に考えてサービスも住民の方々が必要とするサービスをやる」と書いてあるのですが、先ほどから言う、どういう効果を求めないといけないのかとか、どういう目的を作っていくかなくてはいけないとか、そういったものも少しここには弱い。20年に策定された総合振興計画を見る中には、住民の方々と一緒にと詳細に書かれているのですが、じゃあどういう成果を求めるのか、目的をもって事業に取り組むのか、まだ弱い気がしておりましたので、今後、その総合振興計画の内容がまだ分かりませんが、私は総合振興計画の中では「行政経営」ということは書けないと思いましたので、新たに浸透させる仕組みとして「行政経営計画」の策定を提案したところでございます。

今後、総合振興計画に当たって、その中に経営的な文言と申しますか、経営的なマーケティング戦略に関しての言葉とか方法等入れていくのかどうかまだ分かりませんが、今後そういった町長の行政経営の考え方、私の現状の評価としては新たに仕組みをしっかりと作った方がいいのではと、それに対して町長の考えはどうなのかという質問でございまして。それを踏まえて、今後、行政経営をどのところに、どの目標に、どの計画に入れていかれる考えなのか今の時点でかまいませんので、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○番外（町長 松田和久）

再々質問にお答えをいたします。

基本的にはお互いの意見は合ってくると思うのです。総合振興計画は、町が運営していく基本羅針盤、これについては私も同じ考え方です。ただ、年度別実施計画に当たって、住民の本当にニーズに合うものかと言うと、少しズレがあるように思うということではないかと思っております。そういうことですね。

そのことにつきましては、たまたま今年が「総合戦略」を作るので、もういっぺん「総合振興計画」の年度別実施計画なるものがあります。これがいわゆる財政中期計画との整合性もなければいけませんし、そういう中でもう一度、住民ニーズに合っているのかいないのか、そしてまた本当にそれが地域をあげて取り組むことができるのかどうか、そういうことも含めて検証しながら新たな計画として策定されていくということになると思います。それが、今年の10月と期限が切られているということですから、そういうものを整備していくということが、それが町の政策の「経営計画」にかかってくると私自身は理解しておりますので、そのところは議員さんも一緒に、そういう思いはお互いにあると思いますから、それをどうやって摺り合わせをして住民本位のかたちの計画にしていくか、というのが今年の大きな作

業だということであります。

しかも、それは必ず実施されなければならない。それがもし、おかしいことになるのであればそれは絶えずチェックをしていかなくてはまずい、これが今までとは相当違ってきた。「前の計画はこう言ってましたが計画的に駄目になりました。」で許された、今度のは許されませんよということですから、絶えず成果を評価しながら進めていかなくてはならないということではないかと思えます。

○議長（石田茂春）

以上で、安部大助 議員の一般質問を終わります。

最後に、1番：西尾幸太郎 議員

○1番（西尾幸太郎）

通告どおり「隠岐の島ウルトラマラソンについて」質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

隠岐の島ウルトラマラソンも10回大会の島外エントリーの方の申込みが2日間で締め切られるほどの人気大会に成長しました。ウルトラマラソンが隠岐の島町にとって大きな財産となった今、町長に三点の質問をいたします。

一点目は、ウルトラマラソンの通年活用についてです。

現在、大会期間が終了すると距離表示などの看板は撤去され、せっかく知名度の上昇した隠岐の島ウルトラマラソンを大会期間外は感じることはできません。今後、20回、30回と大会を続けていくつもりがあるならば、距離表示の看板などは常設し、大会期間外に観光や仕事で来島したランナーが、隠岐の島ウルトラマラソンを感じながら走ることを楽しめる環境づくりが必要と考えますが町長の考えを伺います。

二点目は、ウルトラマラソンに続く新規の来島型イベント事業の実施についてです。

今後はウルトラマラソンを更に良い大会に成長させていくとともに、第2、第3のウルトラマラソンのような来島型イベント事業を実施・育成し交流人口を増加させていく必要があると考えます。

ただ、下手にイベント事業を増やすだけでは財源がいくらあっても足りなくなります。

そこで、ウルトラマラソンの参加ランナーの方々に、もう少しウルトラマラソンの事業費負担に協力していただき、そこで浮いた事業費を次の来島型イベント事業の企画・実施につなげてはどうかと思えます。

例えば、ふるさと納税の特典に「ウルトラマラソン優先参加権」を用意すれば、今後予測

される申し込み競争に巻き込まれることなく、安心して参加できるようになり、寄付金はウルトラマラソンの事業費として充てることができるようになります。

参加ランナーの皆さんへウルトラマラソン事業費の更なる協力要請、ウルトラマラソンに続く新規の来島型イベント事業の必要性について町長の考えを伺います。

三点目は、隠岐の島ウルトラマラソンの今後についてです。

10回大会を区切りとし、隠岐の島ウルトラマラソンを更に良くするためにはどういう方向に向かうのが良いかを今一度考える時期にきていると思います。

受け入れ体制の問題や安全面の問題で、島外からの参加人数も大きく増やすことができないこともあり、11回大会には参加したくても参加できない島外ランナーも多く出てくることも予測され、これらの問題にどう対応するかも考えなければなりません。

参加されているランナーの皆さん、またボランティアで大会運営に協力していただいている町民の皆さんの思いをお聞きしながら、今後の方向性を模索する必要もあるかと思いますが、現時点での町長の考えをお聞かせ下さい。

○番外（町長 松田和久）

ただ今の西尾議員のご質問にお答えいたします。

まず、一点目の「隠岐の島ウルトラマラソンの通年活用について」のご質問についてでございましたが、議員仰せのとおり、大会期間のみならず期間外もウルトラマラソンを感じられるような環境づくりは、私もとても大切なことだと思っております。ご提案の距離表示看板の常設につきまして、当大会のように1キロごとの距離表示を行っている大会は全国的にも珍しいそうでございます。このことがランナー各位にも喜んでもらっている大きな要因の一つだということにも伺っております。

しかしながら、これを常設することにつきましては、交通安全上、または、毎年変わる道路事情に伴いますコース変更の関係から全ての看板設置は困難であるのではないかと、例えば岬大橋の真ん中に建てるのはいろいろ問題があるようでございます。ただし、コース上の厳しい坂道に愛称をつけてそこに入れるなど通年でも楽しめる環境づくり等については、これは不可能ではないのではないかと、仰せのようにそういうことは逆に利用していくことが大事ではないかというように考えております。そういったことについては今後、前向きに取組ませていけたらいいなと思います。

次に、二点目の「参加ランナーへのウルトラマラソン事業費の協力要請と、新規の来島型イベント事業の必要性について」でございますが、大会運営にかかります財源確保につきま

しては、大会を継続していく上で必要な課題であることは言うまでもございませんが、当大会が全国レベルの大会にもう既にのし上がってきたこともありまして、現在は島外の企業スポンサーの協力も増えつつあります。今後も経費の節減に努める一方で財源確保にも努力してまいりたいと考えております。

議員ご提案の「ふるさと納税」の特典としての「優先参加権」につきましては、応募者多数の中、エントリーできないランナーも出ておりまして、第11回大会以降に、もし実施するという方向が出るとするならば、公平性を保ちながら更にランナーの要望にお応えできるようなエントリー方法に改善していくという方法もあるかと思えます。ですが、今のところはその考えはございません。2日間で満杯になる状況ですから。そこに特典を与えますといういろいろな不公平感が出るようになっていけませんし、今1,000人ということですが、どうも話を聞いてみると宿泊施設が云々でこうなっているのではなくて、もうこの島では1,200人、1,500人の規模は保安上の問題からも厳しくなって、せっかく“いい大会だ”と言われている、それに水を差すことになっていけなないと、いろいろ相談した結果これ以上はもう難しいのではということから、1,000人でということに今なっているようでございます。

そういったしますと、そこにふるさと納税のような特典制度を与えることになりまして、いよいよもって狭き門ということになってしまいます。言っておられることはよく分かります。少しでも財源を確保する上ではいい方法だと思いますが、現状ではそれはできかねるというように思っているところであります。

また、「ウルトラマラソンに続く新規の来島型イベントの必要性」についてでございますが、通年型の交流人口拡大を図る上では、イベント開催も有効な手段ではあるかと思えます。町民の皆さま方の有志の方々が開催されるイベントも、例えばマラニック大会とかやっておりますが、そういったイベントへの支援というかたちで対応していくのがいいのではないかと。

現在のところ新規の具体的なイベントの計画は考えておりませんが、本町の「コンベンション開催支援補助金」等を有効に活用した民間の方々の会議やスポーツイベント等の支援を拡大していくことを考えており、そういうことには積極的に対応をしまいたくはないと思っております。

次に、三点目の「今後の方向性の模索について」でございますが、激化をしておりますランナーの誘致合戦に勝ち残っていくためには、ランナーの満足度の向上は最も大切だということでもあります。

当大会では、受入れの限界を確認しながら、最大限のおもてなしによる大会運営を継続さ

せていただきまして、ランナーの皆さん、町民の皆さんの声をお伺いいたしながら、随時、改善を図りつつ、更に拡大していけばいいというように思っております。

今年が10回大会であります、私が町長をいたしております限りは是非やりたいということで取組んでまいりましたが、今後もできたら、ここまで名前が有名になってきておりますので継続していくべきではないかというように、私自身は思っておりますのでひとつよろしくお伺いいたします。

○1番（西尾幸太郎）

二点、再質問させていただきます。

距離表示等は難しいという話は大変理解できました。難コース等に愛称をつけて雰囲気盛り上げるという考えがあるということをお聞きしたので、それについて質問いたしますが、6月の10回大会まで3か月まだ期間があります。愛称募集等をランナーに募集する考えがあるならば、まだ3か月準備期間がありますので、例えば10回大会の前夜祭に愛称を募集して、11回大会から活用する、27年度途中でもそういう整備を行う等ができるかと思いますが、そういうふうな考えがあるかどうか。

これまでの同僚議員の質問の中でスピード感の話があつて、私もちょっと触れさせてもらいたいと思うのですが、3か月あれば対応が十分できると思いますので、その辺りの町長の考えをお聞かせください。

二点目に関して、11回大会の公平性を考えてのエントリー方法について考えるとおっしゃっておられましたが、公平性をきたす方法で最初に思いつく方法は抽選方式と思うのですが、この行ってきた中で、継続して参加されているランナーの皆さんもおられると思います。

抽選方式になると、継続して参加されたランナーの皆さんを^{ふる}篩いから落とすことになりかねないのではないかと思います。せっかく、連続10回、11回と参加されているランナーの皆さんへの配慮も、そのエントリー方法に関しては必要と考えますが、その辺りの町長の考えをもう一度伺いたいと思います。よろしくお伺いします。

○番外（町長松田和久）

二点について再質問をいただきましたが、6月に今年も第10回大会が開催されます。まだ、11回大会を実行委員会では決定をしてはおりませんが、来年までは是非やりたいと私自身は希望しておりますので、やることを前提に、実行委員会に早々と来年もやるんだという方向を出してもらって、その上で例えば、「ウルトラ友情の坂」とか、あの長い坂がキツイと言われてますところに、例えばちょうどいい50キロとか、23キロとかいう所があればですよ、

それも入れて何箇所かに設置をする。ただし交通安全上、風致風景上あそこにはなかった方がいいという所には表示板はできませんが、おっしゃるように1キロ、1キロではなく、何キロとかいうポイントになるところに、島中に設置が可能な場所に設置をまずすることで検討させたいと思いますし、そういった愛称を10回大会の前夜祭で、それまでに決めてもらってそこで発表して、また来年もお願いしますということにすれば更に“弾み”になるのではと思いますので、そういう具合にさせていただきたいと思います。

二つ目の件ですが、レインボーメダル、7回連続のときにやりましたが、今年は10回でありますので、そういったものについてはやはり公平性もありますが、そういった方への配慮をして優先をしてあげるということも大いに考えていくべきだと思いますので、それにつきましては抽選はなしに、そういった方々は希望されれば優先してあげるという中で、あとは公平に対応していきたいと。少しずつでも来られた皆さんが、「それでいい」と言われるような改善をして迎えたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○2番（西尾幸太郎）

再々質問というわけではないですが、3か月後の第10回記念大会に向けて町民の皆さんやランナーの皆さん、また運営に携わる皆さんに向けて、町長からのメッセージをお聞かせ願えたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

○番外（町長松田和久）

大会当日は朝5時ですので、そんなに長い挨拶ができません。前の晩の前夜祭で毎年挨拶をさせてもらっておりますが、まずこの大会がここまで大きくなるとは、私は考えておりませんでした。

合併1周年を記念して何かいいことはないかと始まってやったものですが、それも10月25日ということで真っ暗な中で始まって真っ暗で終る、時期の問題もありまして。そうこうしている中に皆さん方から手紙をいただきまして、「絶対やめてほしくない、やってほしい。」と、それに応えるために1年間休ませていただきました。本当は続けておれば去年が10回大会ですが、今年が10回大会になったのは1年間いろいろ検討させていただいて、そして大会と大会の狭間になっているのはいつなのかということも含めて、6月の第3日曜日ということにさせていただきました。

それ以降、毎年増え続けてもう満杯になってきたということです。これはまず町民の皆さんや、あるいはボランティアの皆さん1,000人からの方々にも協力してもらっていることが大きな要因でありますし、来られるランナーの方々も非常に大会そのものを大事にしてくだ

さって、そして盛り上げてくださっている、その二つが大きな要因であります。

町民の皆さんの支えと、参加される皆さん方の熱い思いが一緒になってこの大会ができてきていることに誠に感謝をしておりますし、毎年そのことでお礼を申し上げてきたつもりです。そういうことで、これは新たな交流にもつながってくる、このことによりまして数少ないお医者さんまで隠岐に来ていただくことになった、大きな要因になったのはこの大会でもあったと思います。

また、いろいろな出会いもつくってきておりますので、更に進化していい大会になることを特に期待しておりますし、お礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（石田茂春）

以上で、西尾幸太郎 議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日3月9日は定刻より、「質疑」等を行います。

本日はこれにて散会します。

（ 散 会 宣 告 1 5 時 3 1 分 ）

以 下 余 白